

令和7年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和7年12月1日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 下垣内 和春 議員
- (2) 吉田 基 議員
- (3) 松本 進 議員

令和7年12月1日開議

(令和7年12月1日)

議席順	氏名	出欠
1	平井明道	出席
2	村上まゆ子	出席
3	蕎麦田俊夫	出席
4	下垣内和春	出席
5	今田佳男	出席
6	山元経穂	出席
7	高重洋介	出席
8	堀越賢二	出席
9	川本 円	出席
10	大川弘雄	出席
11	道法知江	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教育委員会参事	大 橋 美代子	出 席

午前10時00分 開議

○議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付しております。この日程のとおり、会議を進めます。

日程第1

○議長（高重洋介君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和7年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定しております。

順次質問を許します。質問順位1番、下垣内和春議員の登壇を許します。

○4番（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可を得ましたので、令和7年第4回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。飛翔会の下垣内です。よろしくお願いいたします。

1、本郷安定型産業廃棄物最終処分場の今後と竹原市水道水源保護条例の制定に向けての考え方と方向性について。

令和4年9月に本郷安定型産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」）の操業が開始されてから、3年余りの間に水質検査の基準値超過等により、4回の行政指導が行われている状態になっております。

既に処分場から排水が始まっている本郷日名内地域は、古来より稲作が中心の自然豊かな農業地域でありましたが、現在米作りを断念され、耕作放棄地も多くなる状況にあります。このような地域環境悪化への不安は日に日に増し、貴重な水を守るため、多くの竹原市民が竹原市の水道水源保護条例の制定を望んでおられます。

条例の背景には、水道事業者は水道の水質を確保するため、水源の保全を図る必要がありますが、水道法は水源地等に関する規定はなく、水質汚濁防止法（以下「水濁法」）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）等では、水道水源の保護を十分に図ることができない背景があります。

水濁法は有害物質や汚染された排水を流す恐れのある施設（特定施設）の設置者に対し、設置等の届出が義務付けられています。しかし、特定施設に安定型産業廃棄物最終処分場は含まれていません。

廃掃法では、施設設置に係る計画段階において、地域住民への情報提供等は義務化されておらず、周辺地域の生活環境の保全に対する配慮が十分に図られない状況にあります。

水道水源保護条例は大きく分けると、次の3つの型に分類されます。1、水道水源地域において、一定の事業所施設の設置を規制する条例の立地規制型、2、水道水源地域において、一定の事業者から排出を規制する条例の排出規制型、3、産業廃棄物処理施設等の特定施設に限定し、その設置等について、環境配慮等の手続きを定める条例の環境配慮型であります。（上記以外に、地下水の採取等を規制する条例も存在します。）

三原市の水源保全条例は「排出規制型」及び環境配慮手続きに重点を置いた「環境配慮型」の混合タイプです。

竹原市は、本市に最も適した水道水源保護条例の制定が必要であります。

そこで、次のとおり伺います。

1、三原市本郷側のような調整池は、竹原市側にはまだ整備されていません。竹原市側に処分場からの汚染水の可能性がある水がいつ流れるのか、また広島県から排水等について、開始時期の連絡があるのか伺います。

2、処分場から竹原市方面への汚染水の可能性がある水が流れ出すときの対策について伺います。

3、竹原市は約7割が山林です。そのほとんどが放置状態にあり、山林を手放したい所有者もおられると考えます。本市の山林等の活用についての考えを伺います。

4、処分場が事業を拡張する可能性が懸念されます。竹原市側の隣接山林への対策について伺います。

5、処分場は三原市、竹原市の分水嶺にあり、両市の大切な水道水源地域にあります。今後、竹原市に産業廃棄物処理施設の設置等については、厳正に対処するため、水道水源保護地域を定める立地規制型を望みます。本市の考えを伺います。

6、竹原市の対象事業場についての考えを伺います。

7、水道水源保護地域において、対象事業場等を設置しようとする者は、その旨を最初に竹原市に届け、事業内容・事業活動に伴う水道水源地域への影響やその防止策について説明会を開催し、関係住民との協定を結ぶことを望みます。本市の考えを伺います。

8、対象事業者に対して、排出水の汚染状態の調査に対象事業場に立ち入って、排出水の処理状況等を確認できる必要な限度においての条例についての本市の考えを伺います。

9、竹原市の水道水源等を保護するための国、県及び地方公共団体への必要な措置や協力要請が重要であります。本市の考えを伺います。

以上です。

○議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 下垣内議員の質問にお答えいたします。

本郷安定型産業廃棄物最終処分場の今後と竹原市水道水源保護条例の制定に向けての考え方と方向性についてのご質問でございます。

本郷産業廃棄物最終処分場からの浸出水が本市側に流れ始める時期につきましては、事業者によって整備中の調整地などの設備が完成し、当該区画に産業廃棄物が埋め立てられた後にはなりますが、現在その具体的な時期については把握できておりません。広島県からは「最終処分場内における産業廃棄物の埋立作業工程は、事業者の判断に委ねられているものであり、県においては、本市側に排水が流れ始める時期について把握できない。」とお聞きしております。

本郷産業廃棄物最終処分場からの排水が本市側に流れ始めた際の対応につきましては、市内の公共用水域における影響を把握するため、必要に応じて水質検査の測定地点や測定回数を増やすなどの取組を行うこととしております。

また、水質の悪化が確認され、その原因が当該最終処分場の廃棄物層を通過した浸透水にあると判断される場合には、指導・監督権限を有する広島県に対して、廃棄物処理法に基づいた厳正な対応を行うよう求めてまいりたいと考えております。

次に、山林等の活用についてであります。

森林は国土の保全や水源の涵養、生物多様性、木材等の利用、地球温暖化の防止など、

多面的な機能を有しており、その機能の発揮を通じて市民生活に様々な恩恵をもたらしています。本市においては、近年の災害の激甚化や頻発化を踏まえ、手入れ不足の人工林への間伐整備や繁茂した竹林伐採などの里山林整備、森づくりに取り組む地域団体等への助成、森林・林業体験を通じた教育・啓発活動など、森林の土壌保全や保水機能の向上による防災・減災対策に取り組んでおります。

引き続き、様々な森林整備の取組を通じて、健全な森林機能の保全を図り、土砂災害防止など、安全・安心な市民生活に繋がるよう取り組んでまいります。

次に、本郷産業廃棄物最終処分場に隣接する山林への対策についてであります。

当該最終処分場の拡張が懸念される隣接する竹原市域内の森林につきましては、そのほとんどが保安林であります。

保安林は農林水産大臣または都道府県知事によって、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、森林法により林地開発などの転用を抑制すべき土地として指定されていることから、保安林として指定した理由が消滅した場合や道路や河川など公共事業による公益上の理由が生じた場合などを除き、原則として保安林を解除することができないこととされております。

次に、水道水源保護条例についてであります。

廃棄物処理法に基づく許可の対象となる施設について、本市が独自にその立地を規制したり、広島県の許可に加えて、別途本市の許可や同意を要件とする条例を設けることは、国の法制度に抵触する恐れがあり、そうした条例を制定することは困難であることから、引き続き広島県と連携を図りながら、本市として水質の保全を図るための施策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

施設設置前の本市への届出や説明会の開催などにつきましては、広島県産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱において、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、または変更しようとするときは、事前協議書を厚生環境事務所に提出すること及び厚生環境事務所長が必要と認める関係市町の長に事前協議書の写しを送付することが定められております。

また、当該要綱には地元説明会の開催や生活環境の保全に関する協定についても規定さ

れていることから、現時点においては、この要綱の規定を確実に遵守していただくことが重要であると考えております。

産業廃棄物最終処分場への立入調査につきましては、施設の構造や廃棄物の埋立方法、法的な問題に関する詳細な理解など、高度な専門知識と豊富な経験が不可欠であり、本市の職員が単独で実効性のある指導等を行うことは、現実的には難しい状況にあると考えております。

そのため、産業廃棄物最終処分場への立入調査は、従来通り許可権限者である広島県が実施することが適当と考えており、本市といたしましては、情報提供や現場状況の共有など、広島県と連携すべき部分について、しっかりと協力してまいりたいと考えております。

次に、国、県等への必要な措置や協力要請につきましては、本年4月25日に広島県が事業者に対して、産業廃棄物の搬入及び埋立処分再開を認めた後、本年5月8日及び10月17日に三原市と連名で広島県に対して、浸透水の基準が廃棄物処理法の基準値を超過することがないように、事業者への指導の徹底や行政検査の頻度を高めることなどについて、要請を行ってきたところであります。

引き続き、権限を有する広島県に対して、本市の良好な水環境を維持していくため、本市の意見をしっかりと伝え、水源保全に十分配慮した対応がなされるよう求めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） それでは、1項目から9項目まで質問しているわけですが、1項目から再質問をさせていただきます。

現在の処分場の状況でございますが、竹原市側に流れる排水のための調整池、それに伴う水路等の工事は進んでいるのが2号線からも見えます。排水の時期は早いのではないかと感じております。

答弁書に排水の時期などの質問に対して、広島県は業者の判断に委ねられているし、排水時期については把握できないとの見解はですね、竹原の関係住民はですね、市民に対して大変無責任だと思いうし、大変不親切なことであると考えます。

今後ですね、竹原市側には三原市以上ですね、排水が流れてくる。2年で3回もの基準値オーバーの汚染水などが出ている状況下で、特にですね、新庄の特に地域の関係者、または市民の方はですね、いつ流れてくるのかということは大変不安でございますので、本市としてはですね、この状況をよく理解され、排水などの時期が近づいたら、関係住民や市民に知らせることは大変重要だと思います。このことについてですね、再度、市のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 本郷産業廃棄物最終処分場からの排水が本市側に流れ始める時期につきまして、市民の皆様から不安の声が上がっていることは十分に認識しております。

本市といたしましては、今後とも広島県や三原市、地元自治会と連携を図りながら、情報の収集に努め、可能な限り、関係住民の皆様と情報を共有してまいりたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 広島県も絶対分からないことは私はないと思います。広島県がですね、いろいろな生活環境に対する条例を作っているのですが、その中にですね、特定施設の中に安定型の産業廃棄物は実際に広島県の条例に入っていないということもございませう。もう少しですね、広島県としては、やっぱり県民のこの生活環境をしっかりと対応していただくようなことをですね、今後も竹原市は広島県のほうに訴えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。答弁はよろしいです。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

現在、竹原市は新庄の自治会が毎週ですね、水質検査等を行っておられます。その支援をしていただいております。今後も継続した支援をですね、継続していただきたいと思いますし、実際に処分場から排水などがですね、流れてきたときは、当然水質検査等はしっかりとやっていただけるものだと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

特にですね、排水の悪化等の対応の対策ですが、当然、今から汚染される水がですね、流れてくる可能性が竹原市に大いにあるわけですが、そういうことが起きた場合はですね、

厳正な対応をですね、広島県に当然求めていただくことはもちろんでございますが、水質悪化等ですね、原因究明、それがないと、やはり市民は大変不安でございますし、その原因究明もしくは対策ができましたらですね、やっぱり地域の方にしっかりと説明の実施をしていただきたいと思います。その辺をですね、県に強く要請するべきだと考えますが、本市のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 広島県への要請についてのご質問でございます。

本市の公共用水域に本郷産業廃棄物最終処分場からの排出による水質の異常が発生し、市民への影響が考えられる場合には、本市における水質検査の測定地点や回数を増やすなどの取組を行うとともに、広島県に対して、法に基づく適切な対応を行うよう求めてまいりたいと考えております。

また、市長答弁にもありましたように、本年4月25日に広島県が事業者に対して、産業廃棄物の搬入及び埋立処分再開を認めた後、本年5月8日及び10月17日に三原市と連名で広島県に対して、要望書を提出しております。

その内容は、1、関係住民等の不安払拭や周辺地域の関係の保全を図るため、4回目の行政指導の原因となった浸透水の基準超過について、徹底した原因究明を行うこと、2、操業開始からこれまでに4回もの行政指導に至っている現状を踏まえ、当該施設における浸透水が廃棄物処理法の基準値を超過することがないように、事業者に対して、適正な維持管理に向けて徹底した指導を行うこと、3、関係住民から広島県へ継続して、再度の説明会開催の要望があることを踏まえ、住民に対する丁寧な説明を行うことの3点でございます。

今後とも必要に応じて、広島県に対して、事業者への徹底した指導監督を行うよう、要望してまいります。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） しっかりとですね、県のほうにはやはり、要望していただきたいと思いますが、4回もですね、県は行政指導は行っています。しかしながら、行政処分はまだしていない状況もございます。今度は竹原市側で汚染水等が超過とか、出てきたと

きは行政指導というようなことも考えた中でですね、市のほうも対応していただきたいと強くその辺は訴えておきます。

続きまして、4つ目のですね、質問をさせていただきます。

処分場の隣接する竹原市側の山林については全部保安林だということで答弁をいただいております。しかしながら、保安林もですね、指定した理由が消滅することができますので、当然処分場の拡張は可能と考えております。

今後ですね、三原市側、竹原市側2市にですね、拡張されることになったときにですね、三原市には現在条例があります。その条例の中身はですね、軽微な変更以外はですね、事業計画書を三原市に提出が必要となり、生活環境保全協定をですね、特定事業者及び関係事業者を求めることができる条例でございます。

一方、竹原市には条例がありませんので、最初に本郷処分場ができたようにですね、事業者と広島県が事前に協議を重ねてですね、ある程度事業を認められることに、前と同じような状況がね、竹原市には考えられるのではないかと考えております。

そういうことで条例がないとですね、竹原市に今後、本郷の産業廃棄物の処分場が拡大されることはですね、十分可能だと考えます。このためにもですね、本市に条例の制定が私は必ず必要と考えておりますが、本市のお考えを再度お伺いします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 施設と隣接する竹原市の山林については、保安林に指定されており、公益性、公共性があり、土砂流出防止対策がなされない限り、隣地開発は困難と考えております。その上で、ご質問に回答いたします。

本市においては、条例が制定されておりませんが、本郷産業廃棄物最終処分場が拡張される場合には、改めて広島県産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱の規定が適用されることとなります。同要綱において、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、または変更しようとするときは、事前協議書を厚生環境事務所に提出すること及び厚生環境事務所が必要と認める関係市町の長に事前協議書の写しを送付することが定められていることから、本市内に最終処分場が拡張される場合には、事業者が厚生環境事務所長に対して提出した事前協議書は、厚生環境事務所長を通して、本市にも届くことになりま

す。

また、同要綱には「設置者は地域関係者を対象に事業計画に関する地元説明会を開催しなければならない」といった地元説明会に関する事項や、「関係者は地元の調整の結果、生活環境の保全に関する協定を締結することができる。また、関係者は生活環境の保全に関する協定を締結することについて、要請があったときは誠意をもって対応しなければならない」など、生活環境の保全に関する協定に関する事項についても規定されております。

その他、「市町の長はその事業計画について、設置者に直接求めることができる」とも定められていることから、本市といたしましては、広島県と適切に連携協力しながら、同要綱の円滑な運用に努めることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 県の条例でやれば全然問題がないよという、竹原市に条例がなくても対応できるのではないかというような答弁を今からほとんどしていただけるのではないかと思うのですが、私としてはどうしても条例を作りたいという中でですね、今回質問をさせていただいております。

条例を作るといってもですね、条例を作る考え方とかね、今後の方向性を重視した今回は質問にさせていただいております。5番目からですがね、ほとんど条例のことについてお話をさせていただくわけですが、市のほうもですね、条例を作る、県の要綱等があれば、ほとんどのことは対応できるのではないかということでございますが、今の本郷の処分場を考えると、市の条例に従ってやってもですね、やっぱり2年に3回程度の基準値をオーバーするようなものが出てくるし、また、搬入を止めてもですね、業者は勝手に搬入をしたりというようなことがございますので、やはりそれを保全するためにはですね、やっぱり保護条例を私も竹原市は作るのいいのではないかと考えております。

それで、5つ目の質問でございますが、立地型の規制を適用した当然他市町のもので、条例はあります。水道水源を保護するためには、立地型が私は良いと 생각합니다。この答弁書においては、国の法制度に抵触する恐れがあるとは、具体的にどのようなものか、お伺いをさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 廃棄物処理法では、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の基準として、施設の技術上の基準や周辺的生活環境の保全に関する事項などが定められており、これらの基準を満たす場合にのみ、都道府県が許可を与えることとなっております。この国の法律に基づく許可基準とは別に、本市が立地規制型の条例を制定し、特定の区域における産業廃棄物処理施設の立地を一切認めないと一律に禁止する規定を設けた場合、国の定めた許可制度を市の条例が根本から否定することになるため、法に抵触する可能性が高いと考えております。

また、条例において全面禁止でなく、市長の許可や同意を得たときにのみ設置を可能とする規定を設ける場合についても、許可や同意の要件として、合理的な理由なく、厳格な基準を設定すれば、事実上、都道府県知事の許可権限を制限するものとなり、法に抵触する可能性があると考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 私も法制度にね、抵触するということは大変遺憾には考えておりますが、恐れがあるということに答弁書にはなっておりますけれども、恐れがあるのと、竹原市民の安全を守るのとどっちがいいかということになったらですね、その辺はですね、今後市としても慎重に対応をしていただきたいと。私は市民の水源を守ること、安全を守るということも大変重要な市の取組だと考えておりますので、その辺を考えてですね、今後保護条例をですね、検討していただきたいと思います。

それと、答弁書にあります水質の保全のための施策を検討し実施することとは、具体的にはどういうことか、お伺いをさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 廃棄物処理法や水質汚濁防止法などの法令に基づく事項につきましては、それぞれの指導監督権限を有するものによって、法律を根拠とした適切な対応が図られることが重要であると考えております。本市の公共用水域に当該最終処分場からの排水による水質の異常が発生し、市民への影響が考えられる場合には、本市にお

ける水質検査の測定地点や回数を増やすなどの取組を行うとともに、広島県に対して、法に基づき適切な対応を行うよう求めてまいりたいと考えております。

今後も広島県や三原市、地元自治会の皆様と連携を図りながら、市内の公共用水域における影響の速やかな把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 国や県、または地元の近隣市町とも協力をしていくということなのですが、なぜ、私が立地規制型が良いかといいますと、三原市さんの条例は市内全域になっています。

しかしながら、竹原市はですね、今人口減少等に取り組んでいるところでございますが、企業誘致等も当然必要になります、竹原市の場合はですね。そういうことを考えるとですね、水道水源地域をある程度設定してですね、対応したほうが私は良いと考えますので、このこともですね、今後、条例を制定する中で、進めていただく中でですね、いろいろまた今後も協議をさせていただきたいと考えておりますので、今の状況では立地型、水源に関わるような地域をある程度認定してですね、対応するということが今は必要ではないかと私は考えておりますので、その辺は今後とも三原市の条例とか、他市町の条例もございまして、その辺を含めて対応していければと考えております。

続いて、6項目目の再質問でございます。この質問はですね、最初しようかするまいか、ちょっと私考えたのですが、条例の中身のことについての質問でございますので、答弁書には残念ながらございませんでしたが、他市町ですね、条例をいろいろと見させていただく中で、条例を制定されている市ではですね、ほとんどが対象事業場というのはですね、産業廃棄物の最終処分場がほとんど入っております。

現在、竹原市にはですね、産業廃棄物最終処分場は現在存在しておりません。しかしながら、今後本市にですね、産業廃棄物の事業場がですね、設置される可能性は十分あると思います。

そこで、実際に処分場等がないときにですね、条例を作るというのが一番私は時期的にはいいのではないかと。三原市さんは本郷の処分場ができてからですね、条例を作るとい

うことで大変悩まれたところが私はあるのではないかと思います。

それはもう、今の三原市さんの条例を見ると、既存の施設、今までも運営していることについては条例は適用しないよと。そして、それが拡張するとか、そういうときには対応していくということでございますので、竹原市としてはそういう処分場が今現在存在してありませんので、そういうときに条例を制定するというのが一番時期的にはいいのではないかとということで、今回そういう形のものを出させていただきました。

そういうことがですね、一応ここを答弁されていませんが、今の状況の中で竹原市においては今の時期でそういうことをするのがいいのではないかと思いますので、答弁できればしていただけるかどうか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 産業廃棄物処理施設の設置に関する許可につきましては、廃棄物処理法の規定に基づき広島県知事が行うことになっており、法令に定められた基準を満たすときは許可が与えられるため、本市が条例を制定した場合にも、法に基づき広島県知事が行う許可に影響を与えることはないと考えております。

また、仮に条例によって、施設の設置には市町の許可や同意が必要である旨の制度を設けるとした場合、安定型産業廃棄物最終処分場については、安定型産業廃棄物のみが埋め立てられ、浸出水などによる周辺環境への影響が極めて低いとされているため、その施設の設置前の事業計画が提出された段階において、具体的に周辺の水質や地下水の保全に関する科学的な根拠を示しながら、本市が不許可や不同意の判断を行うことは極めて困難であると考えております。

そのため、設置後については適正な維持管理を行うことなどの条件を付した許可や同意を行わざるを得ず、条例制定による実効性は期待しがたいものになると考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） なかなか、きつい答弁をいただいたわけですが、今現在、竹原市に最終処分場がないということについては過去にですね、中尾元市長さんや多くの市民の方が、やはり竹原市の水を汚さないというようなことの強い現れで、今ないのだと思い

ます。

今後ですね、私たちがこのことを継承していくにはですね、やっぱり条例を制定するというのがですね、いいのではないかと考えておりますので、答弁は大体同じような答弁をいただいているので、大変申し訳ないのですが、私もここに立っている以上は条例を作るという中で一生懸命、一応質問をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

続いて、7番目の質問でございますが、これもですね、答弁は広島県のある程度要綱をしっかりと遵守すれば問題ないですよ、の答弁でございます。しかしながらですね、本郷の処分場の設置については、やはり事業者と広島県が私は許可ありきの事前協議を多く重ねてこられたのではないかと思います。そのために、関係住民への説明会や衛生、生活環境保全などがね、大切なところがやっぱり不十分であったように考えております。

三原市の条例はそういうことも考えて、特定事業者は特定施設を設置等をするようなときはですね、当該特定施設の事業計画を規則で定める日までに市長に提出すること、そして、特定事業者は関係住民を対象とした事業計画について、説明会を必ず開催し、生活環境保全提携を結ぶことと条例に謳ってあります。この条例はですね、三原市さんの条例は、事前の届けや説明会を開催することにより、生活環境の保全に十分対応できるようにしておられると思います。これはですね、環境配慮型手続に重点を置いた三原市さんの条例だと考えております。

今後、竹原市においてもですね、このような事業で施設設置をしようとする事業者に対して、市長にですね、事前計画を提出いただきですね、関係住民に対する説明会を開催し、事業者と関係住民との協定書を結ぶということはね、やっぱり生活環境に大変、十分配慮しなければいけないと思います。

このことについて、再度市のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 環境配慮型手続条例についてのご質問でございます。

安定型産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議については、施設の構造や埋立方法、周辺環境への影響評価など、高度な専門性が求められる分野であり、これらの審査指導は専門職員を有し、技術的知見に基づく判断が可能な広島県が行うことが望ましいと考えて

おります。産業廃棄物の処理施設に関する事務は広島県の所管であり、本市には産業廃棄物処理施設に関する専門的な知見や実務経験を有する職員を配置しておりません。そのため、事業計画書の技術的な内容の審査や事業者に対する適切な指導を本市のみで行うことは現状では困難であると考えております。

そのため、産業廃棄物処理施設の計画に関する事前の手続きや住民説明につきましては、従来通り広島県と協力しながら、適切に対応を進めていくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 4番下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） その答弁であったら、同じようなことになるのではないかと思います。

そのためにやっぱり条例を作ってますね、しっかり関係住民に説明をし、もう協定が結べるようなぐらいの条例、入り口といたしますか、事業をしようとする方が事前に市長のほうへ届けていただくということ、そして、またそれを関係地域にしっかりと説明をすると、それで協定を結ぶということがね、やはり最初が大切だと思います。もう、ある程度、認定がある程度決まってから市民のほうへ説明されてもですね、それはただ説明をしたというだけで、実際に地域の関係者の本当に生活環境が守られるかということについては、今の本郷の処分場を見たらよく分かると思いますので、その辺はですね、これは法律にも触れませんので、ある程度そういうことを考えたですね、条例を考えていくものだと思います。三原市さんの条例の中で、この点についてはね、私はいい条例だと思っております。

そういうことで、そこらもよく研究してですね、今後やっていければいいかと思っております。

続いてですね、8項目目の質疑をさせていただきますけど、事業場への立入調査ですよ。今回、今の本郷の処分場に入ることは大変難しい。しかしながらですね、事業場が市が言われるように法律等を確実に遵守した操業をしていたらですね、私は入れると、同じように。展開検査をしっかりとされてね、安定5品目を入れてやる法律なのですから、それをしっかりとやっていたら入れると思う。別に業者もそれを隠す必要もないし、それもない

と思う。

今の現状はですね、県といろいろ裁判等もあっておりますので、その辺は当然ナーバスになっていらっしゃると思いますが、だけど、やはり市民のことを考えたらですね、そういう立入りもですね、していかなければいけないと考える。

私、市議会のほうの民生都市建設委員会もですね、調査がしたいよということで、三原市議会に要請をしたのですが、立入りはできないということで回答はいただいております。大変残念に思いますが、立入り等については今後三原市議会と連携をしてとっていきたいと考えております。

それで聞きますけど、本郷の処分場は市外にあります。前回の答弁で、広島県の判断では立入検査は難しいとのことでありましたが、竹原市に産業廃棄物処分場などが設置された場合は、市の担当者などは広島県が実施する立入調査に同行できるかについて、再度お伺いします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 立入検査についてのご質問でございます。

本市では、県との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理事案の早期発見及び早期対応を図ることを目的として、本市職員が県の職員の身分を併せ有して、廃棄物処理法第19条第1項の規定に基づく立入検査を実施することができるよう、県と協定を締結しております。

県に確認したところ、この協定に基づき、県から任用を受けた本市の併任職員が市内において産業廃棄物に係る立入検査を行うことは可能であるが、併任職員としての業務は不適正処理事案等が発生した場合の初期の対応等を担っていただくことを想定したものであり、県が行う立入検査への同行は立入りの目的や状況等に応じて、県が判断するとお伺いしております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 市内に来たら、できる可能性は十分あるという話でいいのですね。

それでは、次にいきます。9項目目の再質問であります。9項目目の答弁書は本郷の処分場に対する答弁の内容と考えます。このこともですね、ありがたく重要であると私は考えますが、今回私が質問したのは、今後の竹原市の水道水源の保護を検討するためにはどうするかということ質問したつもりでございます。

竹原市は地形上、近隣の東広島市や三原市の事業場などから排水が本市への水道水源に流れることで汚染されることを大変危惧しております。今回ですね、指針値を大きく超過した有機フッ素化合物、P F A Sですが、東広島市と竹原市の境の田万里側で確認されたことは大変ショックなことであり、地元住民の方々は大変不安に感じておられると思います。至急ですね、原因究明と安全対策が必要であります。それ以外に、北部地域では排水や悪臭などでの問題も多々あります。

そこでお伺いしますが、今回の田万里川で指針値を大きく超過したP F A Sの原因究明と対策、地域の説明会はどのように取り組まれるのかお伺いします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） P F A Sの指針値超過につきましては、国が定めるP F O S及びP F O Aに関する対応の手引きに基づき対応を進めており、まず地元自治会の協力をいただきながら、指針値を超過した地点の周辺にある井戸の利用状況を調査いたしました。

その後、指針値を超過した地点から近くにある飲用井戸4ヶ所について、先月26日に本市が採水を実施し、現在分析機関からの結果を待っている状況となっております。当該井戸水の水質検査の結果、指針値の超過が確認された場合は、所有者に対して、安全性が確保されている水道水の飲用や浄水器の使用を促すこととしております。

また、周辺環境における影響の範囲を把握するため、広島県や東広島市と連携を図りながら、河川の追加調査を実施することとしており、その追加調査の結果によって、調査範囲の拡大や周辺地域における発生源の可能性がある施設の有無等について、調査を行っていくこととしております。

また、住民説明会につきましては、地域の皆様への詳細な情報提供と直接皆様からの疑問にお答えする場を設けるため、今月5日に田万里地域交流センターにおいて、住民説明

会を開催することとしております。説明会後においても、地域の皆様の不安や疑問に真摯に向き合い、皆様の不安の払拭に向け、取り組んで参りたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 今の今週の5日ということは今週の金曜日、はい、分かりました。早めに究明してあげて、当初の対策をですね、しっかりしてあげていただきたいと考えております。

そしてですね、竹原市の水道水源全体を守るにはですね、やっぱり竹原市だけでは私は守り切れなと思います。そのためには今部長が言われたように、国や県、近隣公共団体とですね、やはり水源保護の政策に講ずるようなですね、要請ができるような条例を作る必要があると考えますが、その辺についてお伺いします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 国、県、他の地方公共団体に対する条例に基づいた要請についてでございますが、廃棄物処理法や水質汚濁防止法などの法令に基づく事項につきましては、基本的にはそれぞれの指導、監督権限を有するものによって、法律を根拠とした適切な対応が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 今まで条例を制定している三原市さんを始め、全部ここに地域と県や近隣市町とは協力していくという条例にすべて入っているのです。

今は竹原市もそれを今言ったように、地形上、大変三原市や東広島市からの水がよく流れてくるという状況を考えたらですね、やはりここはしっかりとしたね、条例で、やはりお互いに国や県の法律や他の市町との連携というのは大変必要でございますので、条例を作るのであればですね、ここは当然必要なところだと思います。

最後に市長にですね、お伺いをさせていただきます。

本郷の処分場の問題はですね、今後竹原市に排水が流れてくることでありますし、関係住民はもとより、市民全体への不安は日に日に広がっています。また、この田万里川での指針値を大きく超過したP F A Sも大変心配であり、早急な原因究明と安全対策が急がれ

ると考えます。

竹原市の水道水源を保護するためにも、条例の制定は多くの市民が望んでおられます。竹原市は今までも地下水が豊富で、古来より重要な地域資源として、飲料水、農業用水、地元産業に利用されております。この水道水源を保全することはですね、市民の生命や健康を守りですね、地域経済の活性化に必要であります。行政の運営の重要な取組と考えます。

今後ですね、市長は市民の大切な水源などの保護のため、どのように取り組み、市民の多くが望まれている条例の制定を検討していただけるのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 市長。

○市長（今榮敏彦君） 議員から今般質問いただきまして、その内容については、市民の皆様が水質汚濁についてですね、大変な不安を抱えておられるということを軸にですね、ご質問いただいております。

竹原市が誇る良質な良好な水環境、これをですね、確かな形で次世代へ継承していくということは、本市にとっても大変重要な責務であるというふうに認識してございます。

その上でですね、水質汚濁の防止については、部長が縷々ご説明をしておりますけれども、広島県が主体となって対応すべき事案がたくさんあります。仮に本市が条例を制定した場合においてもですね、本市が直接できる取組にはですね、限度、限界があるということとは事実でございまして、産業廃棄物最終処分場については、様々な決め事の実施をですね、法令に基づく適正な維持管理が県の監視によってですね、何よりも実施していくことが何よりも重要であるというふうにも思っております。それを担保する広島県から事業者への徹底した指導が極めて重要であるというふうにも思っております。

この間、本年の10月17日にも行動を起こしておりますけれども、広島県に対して、幾度となく、この件に関する要望活動はさせていただいております。要綱からの条例化への移行であるとかですね、様々ないわゆる現行の情勢をですね、打開すべく様々な要請を三原市さんとともにですね、行ってきたところであります。

本市の良好な水源を将来にわたって守っていくためにはですね、本市として果たすべき役割を明確にし、引き続き実施可能な対策について、1つ1つ着実に進めて参りたいとい

うふうにも認識しております。

また、竹原市の公共用水域において、水質異常が確認されるような事態が生じております。その件についてもですね、広島県、隣接市と緊密に連携をいたしまして、迅速かつ積極的な対応を講じることで、水源の保全にあらゆる努力を傾けました。

限られた権限の中でございますけれども、市民の皆様が安心して生活できる水環境を守るために、市としてなすべきことを全力を尽くして実施して参りたいというふうに考えております。

○議長（高重洋介君） 4番、下垣内議員。

○4番（下垣内和春君） 市長、今答弁いただいて、なかなか市長のほうから条例という言葉は出て参りませんが、私も今後ですね、条例の制定は必要と考えておりますので、当然今後も質問させていただきますし、市が条例を検討したいということであればですね、大いに協力をしていきたいと思っておりますので、今後ともですね、大切な市民の水を守るためにですね、議員とまた市がですね、協力して、そういう方向に行くように努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（高重洋介君） 以上をもって、4番、下垣内和春議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

質問順位2番、吉田基議員の登壇を許します。

○12番（吉田基君） 公共施設ゾーン、複合施設及び関連に関する質問。

昨年の5月の17日に公共施設ゾーン、ゆめタウン（旧イズミ）の建物の寄附を受け、その上で市民の血税70億円を投入し、約70億円の複合大型施設を建設し、民間の企業（スーパー等）を誘致して、中心市街地に賑わいの拠点としての機能をつくり、まちづくりを進めていくという話が出ました。その後、数度にわたり特別委員会にて、二転三転と内容がその都度変わるなど、いまだに市民の説明は大変不足しているわけであります。

1つ目に、どうして市民が減少しつつあり、市政のコンパクト化が急務な今、こんな膨大な予算を必要とする大きな施設が必要なのか。

2つ目に、市長の親族であり、後援会長でもある（株）タケモトの尻拭い。寄附とはいえ、跡地を更地にするには莫大な血税がかかります。竹原市及び竹原市民が請負わなければならないのか。

3つ目に、将来にわたって多大な財政負担がかかる市政の財政健全化を中長期でどのように考えているか、お聞きいたします。

市長として、現在、未来の竹原市の市政の責任を全うするために、2万2,000人の市民に分かりやすく、また十分に説明責任を果たし、納得できるような答弁をお願いいたしておきます。3期目を目指しているあなたにとっても、大変重要な公約になるのではないかと思います。

以上、3点の質問になりますが、分かりやすい説明をお願い申し上げます。

○議長（高重洋介君） 順次、答弁願います。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 吉田議員の質問にお答えいたします。

公共施設ゾーン再整備についてのご質問でございます。

本市中心部に所在する旧市庁舎や市民館、人権センターなどの公共施設は、昭和40年

代から50年代の建物であり、建築後40年から60年を迎える状態となっております。

これらの施設につきましては、建物本体の老朽化はもとより、機能の陳腐化や分散化、耐震性能の不足、バリアフリーへの未対応、施設スペースの狭小化など、様々な課題を抱えており、日常的に公共施設を利用する市民ニーズに十分対応できていない状況になっております。

このような課題に対応するため、庁舎移転後の跡地等を活用して新たに整備する複合施設につきましては、単に老朽化した公共施設を更新するのではなく、図書館・ホール・子育て支援機能・市民活動支援機能・広場・民間機能などの多くの機能を一か所にまとめ、これらの機能を複合化・融合化することにより、これまでの施設では生まれなかった新たな出会いや交流、相乗効果を生み出し、日常的に多くの人々が多目的に集まる賑わいと活力の拠点とするため、整備を進めているものであります。

本事業を進めるに当たっては、これまでも市民アンケートやワークショップの開催などにより、市民の皆様のご意見も取り入れるとともに、複合施設整備後の利活用をイメージしながら、市民が主導して企画した社会実験を実施するなど、複合施設は市民が主役となり活用する施設であるとの認識のもと、引き続き、市民の皆様と一緒にこの施設をつくり上げていきたいと考えております。

一方で、財政的な課題につきましては、今後の人口減少、国の施策の方向性や財政支援も踏まえ、ホール機能を現状よりも縮小するとともに、機能集約によりロビーやトイレ、管理スペースなどを共有することで、全体の床面積を既存施設の合計約6,000㎡から4,700㎡へ縮減することとしており、本市の将来を見据え、多くの機能と利便性を確保した施設規模とすることとしております。

これにより、現在の予算額については、設計業務・解体工事・建築工事の総額を約53億円としており、これに対する特定財源として、国の補助金を2分の1確保するとともに、さらに機能集約による床面積の縮減により、交付税措置の大きい有利な起債である「公共施設等適正管理推進事業債 複合化・集約化事業」を活用することで、本市の実質的な負担は事業費の約3割となる16億円程度に縮減できるものとなっております。

また、近年の建設資材や人件費の高騰が今後も見込まれることから、スピード感を持っ

て事業を進めていくことが事業費面においても重要になっており、施設規模のコンパクト化はもとより、設計・建設・運営を一体的に発注する官民連携手法の採用、国の施策を踏まえた財源確保など、様々な手法を講じることによって、本市の将来負担の軽減に積極的に取り組んでおります。

旧ゆめタウン等に係る財産取得につきましては、裁判所の関与のもとで破産管財人から寄附の申出をいただいたものであり、特別委員会において参考人招致された破産管財人が説明されたとおり、建物所有者が関与したものではありません。

また、中心市街地に老朽化した大規模な建物が残置されることによる危険性や国における解体費の補助金制度が新設されたこと、さらに一体的なエリア整備に向けた具体的な取組について、皆様にご説明した上で予算等の議決をいただき取得したものであり、所有者如何にかかわらず、今、取り組まなければならない事業であると認識しております。

次に、将来にわたる中長期的な財政運営についてであります。

本市の財政運営において最も重要なことは、将来世代へ過度な負担を残さないよう、持続可能な財政基盤を確保することであると考えており、中長期的な視点に立って財政の健全性を維持していくため、歳入の確保及び歳出の適正化に関して、不断の見直しを行っているところであります。

まず、歳入に関する取組につきましては、人口減少・少子高齢化等により、将来的に税収の伸びが期待しにくい状況にある中で、地域経済の活性化や企業誘致、観光振興などを通じて税収を確保するとともに、国や県の補助金等の積極的な活用やふるさと納税の取組の強化など、多様な財源の確保に努めております。

また、歳出に関する取組につきましては、社会保障費の増加など避けられない支出がある中で、限られた財源を効果的に活用していくことが求められており、事務事業の見直しや業務の効率化を進め、必要な分野に重点的に投資する一方、費用対効果の低い事業については、見直しや縮小の判断も行うことで歳出の適正化に努めております。

今後におきましても、引き続き、歳入の確保及び歳出の適正化の取組を行いながら、将来の財政状況を見通したうえで、各種事業を計画的に進めるとともに、財政指標の推移を注視しながら、住民サービスの充実と将来世代への責任を両立させる持続可能な財政運営

を着実に進めてまいりたいと考えております。

私は本市の将来を見据え、わが町、たけはらの「中心」に多くの人々が集まり、多世代が憩い・交流できる新たな風景を描き出せるよう、この複合施設の整備を推し進め、市民の皆様には必ず喜んでいただけるよう、引き続き市民の皆様のご理解をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） 今朝ほど、私、久しぶりに旧庁舎と旧イズミの間に立って、ずっと周囲を見回しましたら、何と広い、こういう広さの果たして敷地が必要なのかなというのはもう何度も何度も、旧庁舎とイズミの間に何度も立って、その気持ちを今日朝、確認したわけなのですが、どうして、ああいう発想になっていったのかがいまだに理解できません。

それで、この間、昨日か、これ、知り合いが旧イズミの解体費が1.7億円ってなっています。えっと思いました。これ、ちょっとおかしいのじゃないの、市長。1.7億円、我々に言っているのは2.5億円ですよ。要するに、いかに解体費がかからないというふうなことをすごく意識した、こういう文章があります。それはさておいて、5月、去年の5月の17日の初めてのいわゆるこの複合の計画案、当然変更もあるというふうに想定はできるのですが、当初賑わいということを確認、受け止めとしては、イズミに代わるようなスーパー等のいわゆるショッピングセンターを民間の力で賑わいをつくっていくという前提で、こういう大きな複合が、施設がいるのですということ言われていたというふうに明確に記憶しております。その後、これが少し変化して、建物の崩落を防ぐ、確か、そういうふうにシフトしてきたように感じております。また同時に、今の旧庁舎、市民館、人権センターでは敷地が狭くなるという、これでは十分に機能を果たすことができないやにそういう説明で、いわゆる旧イズミの敷地を寄附を受けていくのだと。で、去年の9月のいわゆる中間、かつはらを一体とした、そういう用地を1億2,000万円で確か、取得しております。どんどんどんどん理事者側の言う話が、質が変化してきて、今日ではまた違った貸しビルというのか、貸しスペース、貸し会議室か、こういうふうなことを書い

てあります。だから、最初の構想であるショッピングセンターは一体どこに飛んだのか。ここら辺りまでの質問でちょっと今の現状をお話いただきたいと思います。市長自らのほうがいいんじゃない。これ、あなたが書いているのだから。部長、止めておけ。市長に言わせ。

12月21日、選挙があるのよね。この旧イズミを取得したということについて、市民はものすごく大きな関心を持っております。私は皆さんに言っていますよ。解体費6億円かかると。1億円は杭を除去するのに1億円、建物が2億円、アスベスト処理に3億円、何度も何度も見積もりを出せ、議会に提示しないとイケないのではないかとということをずっと言ってきました。一切出さない。そして、これには1.7億円。あなた、これ、詐欺に近いと思うよ、私は。そこを答弁願いたい。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） まず、旧ゆめタウンのエリアを含めたエリア拡大について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、旧ゆめタウンのエリア拡大につきましては、複合施設整備の検討を始めた平成24年頃から一体的な整備を進めていきたいということで検討してきたところでございますが、旧ゆめタウンにつきましては、店舗閉店と建物所有法人の破産によりまして、破産手続きにて処分を目指すも、民間主体で新たな開発が困難になってきたこと、また、破産管財人弁護士から、このままでは建物が誰にも管理されない状態で残置されることや、事故があっても賠償請求ができないことなどから、将来社会問題化することを危惧され、寄附の申し出をいただいたところでございます。その判断につきましても、先ほど市長の答弁のとおり、弁護士から選任された破産管財人として判断したものであり、所有者との関連は一切ないと説明をさせていただいたところでございまして、その上で市は建物残置による将来的な危険の除去と複合施設整備に加えて、民間収益機能を誘導することを市議会へ説明し、旧店舗、土地、建物の寄附受納と旧駐車場の取得を行ったものでございます。

また、解体費につきましては、市のほうでは福社会館の解体費を参考といたしまして、これまで特別委員会のほうで解体費について、説明をさせていただいたところでございます。数字として、2.5億円という数字につきましては、国の国庫補助金を申請、失礼し

ました、国の交付金を申請する上で、やはり今後足らなくなっていくということで申請する数字については、少し多めの2.5億円ということで申請させていただくという説明をさせていただいたところでございます。1.7億円という数字につきましては、今回、旧市庁舎等々、エリア内にございます建物を一括撤去することから、全体を解体することから、やはり当初の見込みよりは予算金額が少なくて済むだろうということから、試算させていただいた金額が1.7億円というものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高重洋介君） 部長、2点漏れがあります。

1点目が、最初の賑わいをというところと、もう1点、解体費の中で解体に2億円、杭の撤去に1億円、アスベストに3億円、その解体費の内容ですね、その辺について、詳しく説明ができればお願いします。

企画部長。

○企画部長（國川昭治君） まず、賑わいということではございますが、吉田議員のほうからですね、当初スーパー等のというお話がありましたけども、本市につきましては、これまでもですね、特別委員会におきまして、今回DBO方式ということで民間提案型の方式によりまして、施設整備をさせていただくということを説明させていただいておりまして、その中で商業施設ゾーンにおける商業機能につきましては、民間提案により決定していくということで説明をさせていただいたところでございますので、この点、ご理解いただきたいと思っております。

また、解体費等については、杭の撤去ということについては、これまでも特別委員会のほうで、撤去ではなしにですね、杭のほうは国のほうでも認められている残置した状態で解体していきたいということで説明をさせていただいてきたところでございます。すみません、1.7億円ですね、詳細につきましては、今後ですね、事業者のほうで解体費等を積算していく中で、詳細についてご回答させていただくことについては、今後、提案内容に触れてきますので、控えさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） だから、これはもうずっと最初から言ってきたことなのではないですか。市長も知っているだろう。私が6億円、6億円というのをずっと言っているのを。そうしたら、身の潔白を証明しなきゃ。私だけじゃなくて、市民大勢が納得しないでしょう。なぜ、しないの、それを、積算を。アスベストがあったら、100万円の解体が300万円になる。これは常識なのよ。建設部長、ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、アスベストのある建物についての解体費、通常、私が聞いているのは100万円かかるものであれば300万円、約3倍かかるというふうに通常言われているのですが、その点について、どのように受け止めておられるか、教えてください。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） アスベストの解体費につきましてのご質問でございますが、議員がおっしゃるとおりですね、アスベストにつきましては、処分費については通常のアスベストがある場合は費用はかかるものというふうに認識しております。具体的にどの程度かかるかっていうところにつきましては、すみません、現在ちょっと我々のほうでお答えするっていうところは、はい、すみません。ちょっと今、分からない。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 旧ゆめタウン等の解体につきまして、アスベストということでございますけれども、これまでも説明させていただきましたとおり、破産管財人のほうが調査いたしました飛散性のアスベストの調査におきましては、飛散性のアスベストはないということ聞いておりますので、現状におきましては飛散性のアスベストはないということ認識しているところでございます。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） あると言って弁護士は言っていたよ。アスベストはありますと。私の聞き間違いかな。だから、きちっと寄附を受ける前に整理した考えに立って、そういうことを確認しておかないといけないのではないか。それは常識よ。例えば、古屋を買う。もう解体寸前、土地の価格がすごくする。解体費を出しても、土地がまだ価値があるという場合はその差額を払って、対価を払って取得する。これが1つ、常識よ。建物が莫大経費がかかって土地を取得するのに、その場合は差額を負担してもらうというのが常識。言

っている意味は分かりますね。だから、今回の旧イズミの寄附については、そういう土地代が1億何某、路線価格が13万円でいくと、1,000坪で1億3,000万円。そして、建物の解体費がいくらかかるかというのがすごく大事な要点というふうに言っても過言でないと思うよ。そんなことも市長は分からないのかね。親戚、後援会長、いや、関係ありません。なぜ、寄附を受けるかという、誰でもそう思うよ。市道を廃止します。それで大きな複合施設を建てる。私はね、皆さんに説明するのよね。この寄附を受領したということは、複合施設という、さらに追加の負担を竹原市に押し付けられることになっていると。当初の目的は寄附を受けることが最大の目的で、だから賑わいとか、いろいろ方便というか、理屈をつけて、この旧イズミの建物を受けたというふうに思っているのよ。だから、お尋ねしているわけで、なぜ、1億7,000万円のできるのか。ずさんな答弁したらだめよ。こんなものが何回も何回も聞いて、これは市民に対して、全戸に配っているのだろう、投げ込みで。そうだろう、市長。何、黙っているのか。積極的に立って答弁しろ。答弁させて、うん、市長に。できないことはなからう。

○議長（高重洋介君） 分かりました。

企画部長、アスベストの件で答弁をお願いします。

○企画部長（國川昭治君） すみません、先ほどのアスベストの調査の関係です、もう少し詳細な説明をさせていただきたいと思います。

まず、アスベスト調査の関係でございますが、こちらについては、令和6年8月23日に開催いたしました公共施設ゾーン再整備調査特別委員会のほうに資料を添付させていただいたところでございますが、破産管財人が徴取しました2者から解体費について見積書を徴取しているかと思いますが、その中で業者のほうのアスベストの含有が疑われている箇所について調査をしているところでございます。その調査結果におきまして、アスベストが一般的に含有が疑われる箇所、外壁、吹付塗材、機械室の防音、断熱のためのロックウール吹付材等についてですね、調査した結果、含まずと判定されているという調査結果のほうを資料にも添付させていただいているところでございますので、市といたしましてもそういった認識であるということでございます。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） 何を言っているのか分からないのよね。あなた、さっき、アスベストはないと言っただろう。でたらめ、答えるな、こら。

○議長（高重洋介君） 吉田議員、冷静にお願いします。

○12番（吉田基君） いやいや、議長、注意してくれよ。何もまともな答弁がないじゃん。

○議長（高重洋介君） 1点、ちょっとよろしいですか。

当初の特別委員会で飛散性のアスベストはないっていう説明がありましたよね。

○12番（吉田基君） それとアスベストがないのは別じゃないの。

○議長（高重洋介君） 例えばタイルとか、そういうものにもアスベストは入っていて、その辺のアスベストの話は聞いていませんが、飛散性で建物自体がコンクリートなので、鉄骨と違いまして、そういうアスベストはないという説明は受けています。

○12番（吉田基君） なぜ、市が直接きちっと調査をしないのか。何回も何回も言ってきていますよ。それで、このままずるずるずるといっていいのですか。なぜ、まともな、そういうことが公になると困るという考えで隠しているのか。ただの怠慢でそういうことをしないのか。1軒1軒ずつとね、今、選挙のことで僕も知り合いのところへこの説明をして歩いている、知り合いに。皆、言うよ。この間、私の隣の家の解体も、近所の解体もアスベストがあったから解体費3倍。そうすると、ちょうど符合するのよね、いろんなことが。それで、ずるずるとこう、話がここで大きな複合施設をやるという最初の説明が、賑わいをつくれます。だから、どうしてもいるから寄附を受けるのです。話ができ過ぎなのよ。そしてね、間違っているか、正しいか、よく分からないけど、ある弁護士が言うのには、破産管財人が寄附を申し出たというけど、もし寄附を受けるところがない場合は、株式会社タケモトに帰属するようになるのよね。別に誰も困らないのよね。あなた方は私たちが何も分からないと思って、そういうことを言っているのかも分からないけど、全然、お門違いなのよね、すべて。市民は分かっているのよね。そんなことで市政に信頼をなくして、今後の竹原市を、未来の竹原をつくっていくことができるかどうか。70何億円と言っていたのが53億円になり、どうして53億円になるのか。変更はありますよという注意書きがあるけど。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

.....どこまであなた方が言うことが、どこまで真実か。何の裏付けもない話ばかりを、その端的な例がこの1億7,000万円、これで解体できる。あなたに対する批判をかわそうとしているということなのよね。これはある種の欺瞞ですよ。そして、さっき言ったように、この寄附を受けることが目的でタケモトを助けるためにやった行為が真実としたら、あなたは特別背任よ。自分の立場を利用して、第三者に利益を与える、こういうことを背任罪と言うのです。誰が損する。市民のお金でしょう。あなたはそれを理屈をこねて、74億円から53億円になった今日の発表、さっき言った。そういう、コロコロコロコロ変わるずさんな計画で、仮に53億円としても、その国の補助金も公金だからね。我々が所得税、国税を払う。県、市民税を払う。それの合体だからね、補助金といえども。国から補助金をもらうから、どうしても使ってもいいということではないのよ。分かりますか。ずっと公務員を長くやって、後輩の頭に水割かけたりして、全部知っているよ、俺は。そんなことでね、今後この問題をどうするのかという。皆、胸に手を当てて考えないといけないよ。庁舎で40億円使い、あそこの銅像がある公園を造ったり、誰も来ない。いつも管理費だけ食う。あそこに土地があるではないか。なぜ、かつはらとあの土地を買わないといけないのか。それは私の推測ですけど、旧イズミの底地、権利関係者に寄附をするのに一括で、あの土地を買って、つじつまを合わすというふうに推測するのよ。文句があったらいつでも何でもしなさい。名誉毀損でも何でもいい、受けて立つ。私はそういうふうに推測しております。53億円、レイアウト1つも見ていない、我々は。市民にこうして53億円で造ります。最初の74億円から60何億円、端数は忘れたが、今度は53億円、どういうふうに変化するの。補助採択にならなかったのか。どういう理由かを教えてくれ。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） いろいろお話いただきましたけれども、まずアスベストの件から再度お話をさせていただければと思います。部長のほうから答弁させていただきましたとおり、昨年8月23日の公共施設ゾーン再整備特別委員会において、破産管財人が出されたというか、お願いをして出された分析結果報告書というものを委員会のほうに提出させていただいていると思います。こちらにつきましては、事業者というところ、事業者

というか、分析業者が明らかになるといろいろな支障もあるということで黒塗りにしてはさせていただきますが、適切な事業者で分析、評価をされているというふうに認識しております。その分析結果におきましては、今の旧ゆめタウンの建物、その当時からの状況からの建物において、先ほどありました飛散性のあるアスベストがあるというふうに考えられる、例えば、機械室であるとかボイラー室であるとか、そういったよく使われている建物あるいは外壁等について、飛散性のアスベストがあるかないかを検査され、そこからはそういうものがないということで判断されておりますので、我々とすれば、それが適切な調査結果であるというふうに考えておきまして、改めてそれをする必要まではないというふうに考えております。

また、破産後の旧ゆめタウンの関係でございますが、特別委員会でも何回も申し上げておりますとおり、ゆめタウンが閉鎖した後に所有されていた法人が破産申請をされております。その破産の整理において、破産管財人の方が旧ゆめタウンの建物撤去を含めた民間企業によります開発について、不動産業者と情報提供されるなどですね、その引き合いがないか、いろんな形であたられた結果として、やはり今の解体費というものもネックになったのではないかとということですが、進出される企業というものは現れてこなかったということがございます。これによりまして、破産管財人のほうでは、このまま破産整理を進めていけば、旧ゆめタウンの大きな建物がですね、整備されようとしております複合施設のすぐそばでですね、実質的に誰にも管理されない状態で今後ずっと放置状態になるということで、先ほど部長からも説明したとおり、例えば通行人の方に対する危険等も含めていろんな形でですね、将来的に課題になり得るということをお慮されまして、それは破産管財人さんが、呉市のいわゆるそごうのすぐ目の前のほうに事務所を構えておられる方であったということもございまして、呉のそごうのように長期間、撤退した後の建物がずっと残っていくということに対する危惧を持っておられましたので、そういったことから市に対して寄附の申し出をいただいたものでございます。市のほうといたしましては、先ほど土地の代金、いろいろお話がありましたけれども、実質的に国のほうで半額の補助をしていただける制度が4月から、この今年度からですね、該当する制度ができるということになっておりますので、その半額の補助も見込めるということ、あるいは残りの半額の

部分につきましても民間機能を誘致していけば、一定程度、それは回収していくことも可能であるといったことも踏まえて、市としてその寄附を受けるということを決めていったものでございまして、当初からですね、どういったものが出ていくことは確定しておりませんが、当然スーパーのような形では他のいろんな形の、いろんなところにスーパーもございまして、そういった意味での小売業というのはなかなか適当ではないと思いますが、やはりそういった市民の皆さんへのサービスをしていただけるような施設がそこに誘致されるということになれば、複合施設と一体的ないわゆる賑わいはそこに生まれてくるというふうに考えております。

先ほどおっしゃられた破産後の法人がですね、一応所有権としてどうも残るといふふうには伺っておりますが、実質的にはですね、法人は破産して、実質実態のない形になりますので、仮に旧ゆめタウンがいろんな形で、外壁が例えば落ちてくるといったことがあったとしてもですね、誰もそれに対して処理をして、請求する相手方はいないということでございまして、そういった状況もあることから、寄附の受領というのを進めてきたということでございます。

先ほど、国の補助金等につきましては、やはり税金等からということでございますので、お話のとおりでございまして、我々も補助をもらえるからいくらかでも使っていいというふうな判断は当然のことながらいたしておりませんし、先ほど議員がおっしゃられたとおり、金額が少しづつ74億円、75億円から、こうして今の52.5億円ですか、いうことで変動しておりますのも、当然いろんな施設を今後、建設費あるいは維持管理費というものを縮小していくということも含めてですね、いろんな形で必要最小限の形で整理をしていくという中で、金額を縮小してきております。そういった意味で、金額も一定程度縮減する。それから、官民連携を行うということの中でもそういった一定の事業費が縮小できるというふうに見込んでおります。そういったことで、国の補助金だから、いくらかでも使っていいという認識は当然ございませんし、我々、市の一般財源もできうる限りですね、少ない中で整備をしていけるように、我々としては考えております。

.....
.....

.....
.....

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） もう、いろいろいろいろこういうから、齢75歳、もうなかなかあなた方の答弁に答えるのがちょっと至難の技になってくる。私が聞いているのは、アスベストがないと言うからあるだろうと。そうしたら飛散性はない。アスベストがあったら一緒なのよ。そうでしょう、建設部長。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） すみません。おっしゃっている内容についてはですね、やはり飛散性とそうではないものについては、違うものというふうに認識しています。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） 解体費については、ずっと言って、いろんな議員から。だから、1日も早く誤解を解かないといけなかったのよね。なぜ、やらないのか。そこら辺りが、普通はやるよ、寄附を受ける前に。こうこうこう、こういう経費がかかります。これが当たり前前の考えよね。これがまず1つ。

それで、賑わいの問題がある。賑わいをやる、やる。どこか、民間を誘致して。だから、あの旧イズミがいるのです。崩落のことなんか、その時点では言っていないよ。じゃんじゃんじゃん攻められたら、今度は次の理由で崩落があるから。崩落はいっぱいあるじゃん。あいふるの旧大沢ビルなんかも。危険家屋はいっぱいあるよ。倒れる寸前の家屋は何戸ある、竹原市内で。市の都市整備課が看板を出しているよ。この建物に立ち入らないでください。竹原市の都市整備課、看板上げている。そういう諸々、市営住宅だって、危ない市営住宅はいっぱいあるよ。お金が何ぼあっても足りないよ。そういうことを考えて、やっぱり今回の旧イズミの崩落、崩落というのも私は信用できない。端から寄附を受けるためにはどういう理由があるか。そういうことをうがった見方かも知れないが、誰でも考えると思うよ、まともな。弁護士でさえ言っていた。昔、債権機構、中坊弁護士。会社というのをね、資産隠しで皆、倒産させたのよね、バブルが崩壊した。かなり追求して、そういう債権を回収したという事例は皆さんも覚えておられると思うのよね。ただ単

に破産、破産といっても、いろんな破産がある。私はね、今回のこの旧イズミの寄附の問題は、そういうことを考えざるを得ない。とんでもないことよね。昔からよくね、襟を正せとか、政治家は瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず、怪しまれるようなことをするなという、したらいけない、そういう戒めがある。何らあの土地が、竹原市がほしいわけでもないのに、旧庁舎と市民館と人権センター、そして池田先生の銅像が建っている公園、何ぼでもあるじゃないですか。2万2,000人の町よ。新たに旧合同庁舎をリニューアルして、この庁舎を造りました、40億円かけて、概ね。そこを僕はきちっとしたものに、誤解を招かないようにしないと竹原市の市政に信頼がなくなる。新落馬立たず。行政に信頼がなくなったら、誰も税金を納めたくないよ。そんなでたらめな金の使い方をされて、市民が納得するわけではない。吉名の出張所は潰し、北部は潰し、現場の高齢者には惨憺たる苦しみを与えて、そんな大きな複合施設を造って何の意味があるのか。図書館も市民館もそれに付随する施設も要りますよ、それは。今日の元の市の土地で十分補いがつくし、駐車場だっていっぱいとれる。何を考えているのかというのが市民の声だと僕は思いますよ。今後、どの時点で解体の積算をするのか、この場で今のような答弁ではなかなかこれするようなものではない。最後まで複合で込み込みにして、訳の分からないような形で解体費用を目立たないようにしていく、そういうことはないか。ずっと、この問題は竹原市の市政に大きな汚点を残す。

これについて、お尋ねしておきます。

○議長（高重洋介君） 答弁の前に議長から、先ほど吉田議員から職員の実名が出て、お話がありました。特別委員会にて本人も否定をされ、また副市長のほうからもお話がありました。本人の名誉にも関わりますので、議長の権限として、その部分の発言を取り消させていただきます。

答弁をお願いします。

企画部長。

○企画部長（國川昭治君） まず、事業費に関わるご質問でございます。

事業費につきましては、確かに当初73、74億円ということでご説明させていただいたところでございます。こちらにつきましては、複合施設の機能をですね、現在ある建物

の面積をですね、足したもので約6,000平米ということでご説明させていただきましたが、その6,000平米を基準にですね、積算をいたしましたところ、約73億円、74億円ということでございます。今回はですね、答弁にもございましたように、ロビーその他を共用することによりまして、施設の規模については4,700平米ということで縮小させていただいておりますので、当然事業費も下がってきておりまして、その総額が約53億円ということでございます。解体費、その53億円の内訳といたしましては、先日の特別委員会でもご説明させていただきましたとおり、用地等の取得費が約1.2億円、建物解体工事約6.8億円、建物の設計が約4.2億円、建物工事費が約4.1億円ということで計約53億円とさせていただいております。解体費につきましては、この6.8億円の内数ということで本市は見込んでおりますし、総事業費を示した上で業者から提案をいただくということでございますので、予算額についてはですね、先ほど答弁にもございました今後物価高騰ということは考慮する必要があるかと思いますが、現時点においては約53億円ということで見込んでいるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） 結局、お聞きしているのはいつ正確な解体費が出るかという、これ、市民の皆さんがずっと気にしているのよ、僕が6億円と言うから。その内訳は先ほども言ったように杭が1億円、建物の解体が2億円、アスベスト、これは前後する場合は、増える場合もあれば減る場合もある、これが常識なのですよ。ずっと、何度も何度も言っても一切隠す、出さない。2億円から2.5億円になり、今度は1.7億円。ずさんすぎるのよね。それでいいのですか。これ、市民が見たら、そう思うでしょう。今度は、吉田基が言っていることは嘘だということになるのよね。そうなるでしょう。なぜ、やらないのか。それで、賑わいから今度は崩落に変わって、今度は53億円。その53億円は旧イズミの上に建物として建てられるのかどうか。縮小して、イズミはそのまま残すのかどうか。そこらはどうなっているの。どんどんどんどん進んでいるのでしょうか、話は。それで53億円の内訳、解体費ももう積算で出ているのではないのか。國川さん、出ているのだろうか。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 事業費について、改めて説明をさせていただきます。

まず1点、建物、例えばこの庁舎移転等につきましては、市のほうがまず設計をさせていただきます、基本設計等を、概要設計させていただきました後に、設計業者を入札により決定し、その設計に基づきまして、また工事業者のほうを入札し、決定するというのが従来の流れでございますけれども、今回につきましては、すべての予算の見込みを立てまして、設計、建設を含めてですね、運営費まで含めた形で業者から提案をいただくということになっております。詳細設計等につきましては、業者が決定した後、設計をするということになりますので、今後のスケジュールでいいますと、今年度中に業者を決定させていただくという予定にしておりますけれども、その後、設計という形になりますので、詳細については来年度以降という形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高重洋介君） もう1点、質疑の中で、イズミ、旧イズミの建物の上に複合施設が建つのか、位置が変わってくるのかという質問もあったと思います。

企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 失礼しました。エリアにつきましては、これまでも説明させていただきましたとおり、旧ゆめタウンも含めた一体的なエリアで整備していくということございまして、面積等についてもですね、全体で約1.45ヘクタールになるかと思いますが、このエリア内で業者のほうはどういうふうに公共施設、あるいは民間施設を配置したらいいかという部分も、業者のほうの今回提案を受けながら採択していくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） そうしたら、旧イズミの跡地、ちゃんと解体して、その上に建物がくるという確認の意味でそういうふうに受け止めます。それで、さっき。

○議長（高重洋介君） 吉田議員、すみません。先ほど、そのエリアの中のどこかに同じ面積のものをというような答弁だったと思うのですよ。その上にかどうかはあれなんで、もう一度、企画部長、お願いします。

○企画部長（國川昭治君） すみません、どの位置に何が建つかというのはですね、今後、

業者のほうの提案で決まってくるということでございますので、旧ゆめタウンの上ですね、どういったものが建つかということについては、今後の提案の内容で決めさせていただくということでご理解いただけたらと思います。

○議長（高重洋介君） 12番、吉田議員。

○12番（吉田基君） 皆さん、他の議員はちょっとよく分からないけど、私はね、やはりこう、こういうところにこういう民間機能の誘導というのがあるから、あれを寄附を受けたという認識よ。位置がどこになるかといって、今頃そういうことを言われたら困るよ。そうだろう。あれで、かつはらを初めとする1億2,000万円で土地を買収しているでしょう。あの買収の議決でもって、この複合全体が前に進むのだから。私たちは反対したけど。そういう理屈の展開の中で、もう何もかもが疑問だらけになっていく。言うことがきちっとしていない、ずさん。この一言に尽きるのよね。お金の面でも。そんなことで市民に説明ができるのかね。まして、議会に議決まで取って。そうじゃないのですか、市長。私の言っていることがおかしいのか。最初74億円で大きくやります。だから、寄附を受けるのです。そんな大きな建物を建ったら、竹原市は破綻よという、私の立場は。どこにそんな金があるの。あちこち全部放ったらかしの事業だらけで。やらなければいけない事業はやらずに、この複合、一生懸命やっていく。心、痛くないのですか。市民には財政的に厳しい、厳しいことをずっと何十年言ってきて、たまたま電発さんが新たな施設を造ってくれた。それが税収として入ってくる。財政力指数は0.7に上がった。ちょっと余裕があるだけよ。大体ね、まともな自治体というのは0.8ないとできないと言われていたのですよ。東京都なんかは特別で、全部が全部ビルが建っている。ガバガバお金が入ってくるまちと、竹原のような高齢化社会で少子高齢化で5年先、10年先は大変厳しい。人口減の中で行政を運営していかなければいけない。次の世代、あなただっ、ずっと市長をやっているわけではないのですから。10年先、そういう世代のことを考えたら、竹原市に程よい複合施設を造るというのが当たり前の考えなのよね、常識よ。それをあえて、大きな大型の複合施設を造って、できもしない民間業者を、小売店を、ショッピングを、こうやってきたのよね。それで議会も、かつはらを初めとする一連の土地の取得に議決で賛同したのよね。今は位置が変わる、何かに、訳分からない、53億円。選挙向けのパフ

オーマンスか。1. 7億円も、53億円も。これが実際、どうなるのか。暗闇に霧がかかった状況でこういうことを言っているのかね。私はあなたの良心を疑うよ。政治家として、市長として、もっと真っ当にやってもらいたい。平井さんがこの度、市長選で、義憤を感じて立候補する。何ですか。あまりにも市の在り方に対して納得ができないからよ。私はもちろん、あなたの本質をよく知っているから、昔から。そういう、ずさんでいい加減な市政、それを止めよう。勇気があるのよね。若いから、血潮が湧いて何とか止めたい、それなのよ。私は彼がやると言ったときに止めましたよ。このまちは難しい。まともな考えではなかなか受け入れてもらうことが厳しい面がある。市長、やっぱり市民に対して信頼を持ってもらうには、正直にきちっと解体費も提示してやっていかないと、皆、多大な解体費用をかける旧イズミの寄附、タケモトを助けるための、そういうふうに誰でも見るよ。解体費が1億3,000万円ですつぺですか。こうなったら一番いいけど、本当にこの大型複合をやるのか。やれば大変な状況になる。引けば、解体せずに建物だけ残る。あなたね、非常に厳しい選択をしているのよね。更地で寄附を受ければいいのよね。これが普通の在り方よね。どこの行政が、日本中探してもこんなに大きな差のある寄附を受ける自治体は絶対ない。許容範囲、2割よ。これが常識ですよ。今回の市長選で、あなたはこういうふうに言うのか分からないが、私もこのことはとことん市民に訴えていきたい、このように思っております。何を言ってもまともな返事は返らないから、今日はこれでもって質問を終わります。

○議長（高重洋介君） 以上をもって、12番、吉田基議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時25分まで休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。引き続き、一般質問を行います。質問順位3番、松本進議員の登壇を許します。

○14番（松本進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って、一般質問を行います。

第1番目の質問項目は、竹原市内の県立高等学校2校の在り方に関する要望書（案）が

竹原市、竹原市教育委員会から、11月4日、総務文教委員会に説明されました。この要望書の要旨には「現在ある2校を廃止して、新しく高等学校1校を設置する」とあります。

「児童生徒や保護者等の期待に応えられる教育環境の整備、魅力的で特色ある教育活動を展開できるようにする」また、要望書の前文には、「近年、少子化に加え、市立中学校等の卒業生の約7割が市外の高等学校に進学することなどにより、定員割れが続いている」としています。竹原市は文教の町です。歴史と文化、伝統があり、著名な人材を輩出する上で、市内高校2校の存在、役割は重要です。竹原市のまちづくりからも不可欠な教育施設と私は考えます。

そこで、市長と教育長に質問します。市内2校の高等学校を廃止して、1校を設置する最大の理由、原因は財政問題でしょうか。統廃合によるコスト削減の具体的な試算、見通しや効率化などの説明を求めたいと思います。

次に、現在の2校を存続することを前提にした教育環境の整備、拡充はなぜ、できないのでしょうか。大崎上島町にある「叡智学園」、エリート校は建設費だけで69億円も使われていますが、なぜ、既存の2校には子どもや保護者が求める教育内容、教育施設等の整備、拡充に税金を使わないのでしょうか。明確な説明を求めたいと思います。

2項目目の質問は、市民の命と健康を守る上水道等水源の安全確保と市の責務について伺います。多くの住民は本郷産廃場の中止、完全撤去を求めています。私は竹原市側に流れる排水路やコンクリートの堤防が築かれているのを11月7日に確認しました。

そこで、市長に質問します。竹原市は上水道水、飲料水や農業用水の水源を汚染させる本郷産廃場の建設をどのような立場で取り組まれていますか。本郷産廃場は容認の立場ですか、それとも反対の立場でしょうか。

次に、安定型産廃場の排水基準値を守れば、下流域の飲料水（井戸水や市上水道水等）は安全に飲むことができますか。産廃場と飲料水の主な基準値と併せて、説明を求めます。

次は、本郷産廃場は埋立廃棄物のすべての展開検査は実行していません。廃棄物の展開検査をしないで、安定型指定廃棄物以外の混入防止はどのようにされていますか。

次に、本郷産廃場の水質汚染、水質悪化の実態を竹原市はどのように把握、認識していますか。

次に、市民の命と健康を守る上で、上水道水や飲料水、農業用水の安全の確保は大前提であり、竹原市の責務であります。私は水源汚染を防止する有効な手段の1つには、竹原市が水道水源保護条例（案）仮称ですけれども、これを早急に作ることを一般質問で繰り返し求めています。竹原市は検討するとの答弁を繰り返しています。これでは、住民は納得できません。竹原市は水道水源保護条例の制定、実施をどのように取り組んできましたか。水道水源保護条例を作るために、具体的な課題は何がありますか。その課題の整理と対応はどのようになっていますか。竹原市水道水源保護条例を作る見通し、時期を明確にお答え願いたい。

次に、竹原市内の河川水や井戸水等、有機フッ素化合物であるPFAS、PFOSなどの汚染実態はどのようになりますか。有機フッ素化合物による人体への影響はどのようになりますか。その汚染源物質の除去、安全対策、実施はどのように取り組まれていますか。

市長の明確な答弁を求めます。

以上が壇上での質問です。

○議長（高重洋介君） 順次、答弁願います。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の竹原市内の県立高等学校2校の在り方に関する要望書（案）についてのご質問でございます。

本市に所在する県立高等学校2校につきましては、近年、少子化に加え、市立中学校及び義務教育学校の卒業生の約7割が市外の高等学校に進学することなどにより、定員割れが続いております。

本市の子どもの多くが高等学校進学時に市外に出て行く状況にあることは、シビックプライド醸成への影響が懸念されるとともに、人口減少に繋がる要因にもなっていると考えられることから、昨年5月に地域の関係者や学識経験者で組織する「竹原市内の県立高等学校在り方検討委員会」を設置し、計7回の議論を経て、本年9月に「竹原市内の県立高等学校の在り方に関する報告書」が提出されました。

その後、総合教育会議等の議論を経て、「竹原市内の県立高等学校の在り方に関する要

望書」を作成し、11月17日に広島県教育委員会へ提出したところであります。

このたびの取組については、市として望ましい後期中等教育の在り方等を議論した結果をとりまとめ、広島県教育委員会へ要望したものであり、また、県立高等学校は県立施設であり、本市が設置、所管する施設ではないことから、議員お尋ねの市内高等学校の2校を廃止し、1校を新設する理由については、財政上の問題とは無関係であります。また、統廃合等のコスト削減の試算等についても、不可能であります。

現在の2校を存続することを大前提にした教育環境の整備・拡充につきましては、検討委員会からの報告書で、「本市が目指す「夢を持ち、多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことができ、地域とともに未来を切り拓くことのできる人材育成」のために、幼児教育から義務教育段階、そして、高等学校教育まで一貫させた「探究的な学び」を推進することが肝要であり、この「探究的な学び」を推進していくためには、一定程度の規模の学級や学年の集団を確保しながら、より充実した魅力的な教育活動を展開できるようにすることが必要である」とされており、少子化の進展に伴う生徒数の減少や高等学校を取り巻く社会情勢の変化等を熟慮した結果、2校を廃止し、1校を新設し、その学校において、魅力的で特色ある教育活動が展開できるようにするため、7つの項目を要望したところであります。

本市としましても、歴史と伝統ある2校を閉じることは寂しいことではありますが、未来志向に立ち、市内の高等学校で学んだ子どもたちが社会を主体的に生き抜くことができ、また、本市のまちづくりを担う人材として成長できる、これからの時代にふさわしい新たな高等学校となるよう、広島県教育委員会とも連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の市民の命と健康を守る上水道等水源の安全確保と市の責務についてのご質問でございます。

産業廃棄物最終処分場の設置許可につきましては、法令の基準に適合しているかどうかによって判断されるべき事項であり、その許可権限は広島県知事にあることから、本市が容認又は反対の立場を示すことは適当ではないと考えております。

しかしながら、市民の皆様が不安に感じておられることは十分認識しており、今後にお

きましても、本市の意見や皆様の切実な声を広島県に対して、しっかりと伝えてまいりたいと考えております。

次に、安定型産業廃棄物最終処分場の浸透水に係る基準と水道水の水質基準につきましては、その設定の目的や役割が異なっており、同一に論じることはできないものと考えております。

浸透水に係る水質基準は、最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物の層を通過した雨水などが周辺の生活環境に悪影響を与えないよう、維持管理するための規制基準として、埋立不適合物の混入や産業廃棄物に有機物の付着がないかをモニタリングする目的で設定されたものであり、直接、人が飲用することを前提とした水道水の水質基準とは、性質が異なるものと認識しております。

また、下流域の水質は、上流域から流れ込む自然界の地質由来の物質や農業、生活排水などの複合的な要因の影響を受けることになるため、上流域における産業廃棄物最終処分場の浸透水に係る基準の遵守のみをもって、下流域の飲料水の安全性は直接的に保証できるものではないと考えております。

次に、本郷産業廃棄物最終処分場における展開検査につきましては、広島県から「展開検査などの立入結果の内容や事業者への行政指導の詳細内容については、本来不開示とすべき事業活動情報等に該当するため、お答えできないが、展開検査を実施していないなど法令違反に該当するような不適切な処理が判明した場合には、廃棄物処理法に基づき厳正に対処する。」とお聞きしております。

本郷産業廃棄物最終処分場の水質汚染、水質悪化の実態等につきましては、広島県から「本年4月25日の搬入再開後から現在まで、浸透水や地下水の行政検査を頻度を高めるなど強化して実施しており、当該検査の結果、これまで基準値の超過は確認されていない。」旨の情報提供を受けております。

安定型産業廃棄物最終処分場が適正に維持管理され、基準に適合している場合、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと認識していることから、今後におきましても、三原市と連携し、情報の収集や共有を図りながら、必要に応じて、広島県に対して、本郷産業廃棄物最終処分場への廃棄物処理法に基づく適正な監視指導が行われるよう求めてまいり

たいと考えております。

次に、水道水源保護条例の制定につきましては、他の市町における対応状況や条例の制定事例等について、情報収集を行うとともに、慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本郷産業廃棄物最終処分場は市外に所在している施設であること、また、条例は国の法令の範囲内で制定するものであり、立地の規制や排水基準を独自に設定するなど、関係法令に抵触する可能性のある内容を条例で定めることは困難であることなどから、本市が条例を制定することにより、本郷産業廃棄物最終処分場に対して、直接的な対策を講じることは難しいものと考えております。

そのため、現時点においては、条例を制定している他市町の状況を注視しつつ、水源を守るための施策がより効果的に機能するよう、広島県や三原市と連携を図りながら、必要な取組を実施してまいりたいと考えております。

次に、PFOSやPFOAなどの有機フッ素化合物につきましては、いずれも自然界で分解されにくく、長期間にわたり環境中に残留するものと認識しております。

環境省の作成した資料によりますと、PFOS、PFOAは動物実験においては、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されているとともに、人においては、コレステロール値の上昇や発がん、免疫系等との関連が報告されておりますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見がなく、国内においてPFOS、PFOAの摂取が主たる要因とみられる健康被害が発生したという事例も確認されておられません。

このような中、本市といたしましては、本年10月に市内の公共用水域におけるPFAS濃度の実態を把握するため、賀茂川本流1地点及びその支流河川3地点の計4地点において、水質検査を実施しております。

その結果、支流河川の田万里川において検出されたPFOS及びPFOAの合算値が1リットルあたり130ナノグラムであり、河川水の指針値である1リットルあたり50ナノグラム以下を超過していたことを確認しております。

そのため、国が定めた「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づいた対応を進めており、まずは、周辺井戸の飲用水としての安全性を確認するため、先月26日に

飲用利用されている4か所の井戸の採水を実施しております。

現在、専門の分析機関からの検査結果の報告を待っている状況ですが、当該検査の結果、指針値の超過が確認された場合には、井戸の所有者に対して、安全性が確保されている水道水への切り替えや浄水器の使用などを促すこととしております。

また、今月上旬には周辺環境における影響範囲を把握するため、広島県や東広島市と連携のもと、河川の追加検査を実施することとしており、その検査結果に基づき、必要に応じて調査範囲を拡大していくこととしております。

なお、これらの検査結果等につきましては、速やかに公表を行ってまいります。

今後におきましても、広島県や東広島市と連携を図り、公共用水域や井戸水の水質検査を継続して実施し、周辺環境における影響の範囲と経時的な変化を把握しながら、市民の皆様への安全と安心が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁と致します。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それでは、第1項目目から再質問をいたします。

先ほどの市長答弁で、この2校、高等学校の統廃合問題というのは、県の施設だから財政上の問題とは無関係だと、そういう答弁がありました。そして、報告書では竹原市が目指す、夢を持ちとか、こういった竹原市が目指す人材育成のために、幼児、小中高、これを一貫させることが肝要だと。また、一定程度の規模の学級、学年の集団の確保が必要だとされているという答弁がありました。

そこでお尋ねしたいのは、財政上の問題、コスト削減とは無関係だという答弁でありますので、教育長にお尋ねしたいことは、この統廃合に関わって、人口減少、少子化の進展というのは竹原市だけの問題、課題ではないと思うのですね。そこで、竹原市が目指す人材育成のための教育環境の整備はですね、現在2校の存続を前提として、保護者や子どもたちが求める教育内容の充実、教員の配置や教育施設の整備、ここに必要なお金を投入すれば、統廃合しなくても、現在の2校存続を前提として対応できるのではないかというふうに私は思うのですけども、そこは検討されたのか、そこらを含めて、ちょっとお尋ねしておきたい。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） まず今回のですね、市内高等学校の検討を始めたという経緯、また目的でございますけれども、まず本市に所在しております県立高等学校2校につきましては、近年、少子化に加え、市内中学校及び義務教育学校の卒業者の約7割が市外の高校に進学することなどによりまして、定員割れが続いているという状況でございます。また、本市の子どもの多くが高等学校進学時に市外に出ていく状況にあることは、シビックプライド情勢への影響が懸念されるとともに、人口減少に繋がる要因にもなっていると考えているところでございます。さらに、広島県教育委員会におきまして、令和6年3月に策定されました今後の県立高等学校の在り方に関わる基本計画（第2期）、こちら、計画期間は令和6年から令和15年度まででございますけれども、これにおきまして、中山間地域以外の、いわゆる本市はこちらになりますけれども、中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校の規模の在り方については、1学年4から8学級を基本とすることと示されたところでございます。現在、本市に所在する2つの高等学校の学級数は、各校それぞれ1学年2学級というところでございまして、現在、在校する生徒数で言いますと、学年で約100人弱という状況になっているところでございます。こういったことを考えましたら、県教委の計画の再編基準を考えましたら、本市については95名ということは約3学級程度ということになります。こういったことを踏まえ、市内にあります高等学校の検討を始めることとした理由、背景について、ご説明をさせていただきますと、これから高等学校に向かう生徒や保護者に対して、アンケート調査などを行ったというところでございますが、この内容といたしましては、進学を選ぶにつきましては学びたいこと、興味関心のあることが学習でき、大学進学のための必要な学力がつくなどの教育内容が充実し、また部活動の選択肢が多くあり、充実した学校生活を送れる教育環境を持つなど、魅力的な高等学校というところがございまして、こういったことをですね、ぜひ、要望していきたいと。そういう目的に沿いまして、この検討委員会を設置し、要望書のほうを提出させていただいたというところでございます。

こちらについては、2校ある学校を1校にするということではなく、やはり手段であって、目的ではないということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私があえて、ここで2校を1校にすることは財政問題、通常は人が少ないとか、今説明されたような財政問題がやっぱりネックとしてね、あるのかなというところで、その確認をわざわざ求めたのですね。2校を1校にする統廃合の原因はやっぱり財政問題、そういったことが大きな要因ではないかということをあえて聞きました。しかし、県の施設だから、そのことは無関係だということですよ。叡智学園なんかは相当お金をつぎ込んでエリート教育を進めておりますけれども、私はそういった方向ではなくて、竹原市にある2校の高等学校というのは、これまでいろいろやっぱり貴重な人材を生む。また、竹原市としての文教のまち、こういったやっぱり、大切な教育施設だと思うのです。ですから、逆に今、あえてそこで聞いたのは、現在2校を存続することを前提にして、子どもたちや保護者が求める教育内容ですね、これはやっぱり先生の配置を含めて、端的に言えば、そこにお金をつぎ込めば十分私は可能だと思うのです。ですから、あえてその財政問題を確認して、そうではありませんよと言われるから、教育内容、子どもたち、保護者たちが求める教育内容の充実ですかね、先生の配置を含めたことはやっぱりお金さえあればというのは極端な、端的な、分かりやすいことなのですけども、そこに必要なお金をつぎ込めば、十分対応できることじゃないですか。それがやっぱりつぎ込んでできないことなのではないかということをもう1回確認しておきたい。

○議長（高重洋介君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） この度の取組についてはですね、市の関係者でございますとか、学識経験者でございますとか、そういった方で組織をいたします外部委員会というのですかね、そういったところで議論をしていただいて、報告書を出していただいたという形になっておりますが、その検討委員会の中の協議においてもですね、2校の魅力化を図る必要があるのではないかと、そういった意見も確かにございました。ただ、現在の両校の進学者の状況、先ほど企画部長が申しましたように、今1学年が100人を切るという状況、それと、本市における子どもの数、今小学校6年生で大体130名程度で、今後ですね、昨今の出生率を見るとですね、80名前後となっているということ、また高等学校ですの

で、周辺地域からも進学される、そういった子どもたちも見込まれるわけですが、そういった周辺地域の子どもの数も少なくなっているということで、先ほど企画部長から紹介があったようにですね、広島県教育委員会のほうでは、今後の県立高等学校の在り方に関わる基本計画を策定されていると。それを踏まえますと、2校の魅力を高めたとしても、将来的にもう統廃合される見通しが非常に強いのではないかというような、そういったような考えもありまして、検討委員会の中では2校の魅力化を図るべきってというのは、なかなか現実的ではないのではないかというふうな議論が進んだような、そういった記憶がございます。こうした2校の魅力化に対してですね、この現実的ではないという意見が多数占めたことにつきましてはですね、現在もですね、2つの高校は常に魅力化を図っていらっしゃると思うように考えられておりますが、例えば部活動や学校行事の充実が図れないなど、生徒数が少なくて学校規模が小規模だと、取組、いろいろ限界もございますので、どうやっても子どもたちのニーズに物理的には応えられない、そういったこともあることについてですね、検討委員会の委員の皆様はご理解されて、こういった議論になったのではないかと、そのように推測しているところでございます。

学校規模のことについてはですね、先ほども紹介しました県教委が策定した計画の中で、考え方が示されております。生徒数が少ないと、学校行事や部活動等の集団教育活動で制約が生じやすく、生徒数が多すぎると、一体的な活動や円滑な展開が難しくなるなどの課題がある。また、教職員数が少ないと、生徒の興味、関心、進路希望等に応じた多様な選択科目を設置することや組織的な指導体制を組むことが難しくなりやすい。教職員が多すぎると、相互の意思疎通が図りづらくなるなどの課題があるということで、適正な学級数ということで、本市内は中山間地域以外ということで、4から8学級が基本であると、そのように示されております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私の質問にちょっと答えていただけてないのですが、私の質問は財政問題は関係ないのなら、現在ある2校を前提として、子どもたちや保護者が求める教育条件の整備をすればね、要するに魅力ある学校、教育をつくれば、よそへ出る人が減る

わけですし、逆に魅力ある、子どもたちに人気があるような学校をつくれば、よそから来てもらうぐらいのね、発想でやっぱり取り組まないと、今の話を聞いていると、もう人口減少、また竹原市から出ていく、これはもう宿命で、というようなことで、そこを打ち破るような意見が全く聞こえてこないのですね。ですから、私はとても残念だなということで、お金をそこにつき込めば保護者が求める、子どもたちが求めるところにお金をつぎ込んだらね、先生も充実させれば、必ずやっぱり魅力ある学校には子どもたちが寄ってくるというのは、これは当然ではないでしょうかね。そういった部分の答弁がなかったというのは残念です。

それと、もう1つちょっと聞きたいのは、これは報告書の中で一定程度の規模や学級、学年の集団の確保が必要だということも述べています。これ、前に私、竹原市内の統廃合の問題で聞いたことがあるのですが、この一定規模の学級、学年の集団確保というのはどれくらいの人数を、さっきの人数が分かれば、もう1回丁寧に教えてください。

○議長（高重洋介君） 教育長。

○教育長（高田英弘君） 松本議員がおっしゃるように、魅力ある学校をつくるというのは第一義であります。そのことについて、正しく理解を我々はしていかななくてはいけないのですけれども、さっき、ご質問でおっしゃったように、竹原市の目指す人材を育成するためには、幼児教育から義務教育のところ、ですから、15歳の春まで、そこはうちの教育あるいは子育ての中で頑張って頑張ってつくれるわけです。それを今度は、次の後期中等教育、高校のところへつないでいって、一貫した探究的な学びということが答弁の中にあっただと思うのですが、それを推進していくことが肝要であると。報告書のほうでもですね、その探究的な学びを推進していくためには、市内の高等学校については、現在ある2校を廃止し、新しく高等学校1校を設置することが望ましいと結論づけていただいたわけです。それをもとに、今回要望書を作っているわけではありますが、探求的な学びというのは本市だけで今やろうとしているわけではなくて、幼児教育から高校教育に至るまでグローバル化している今日の社会において求められているし、世界の潮流なのであります。この探求的な学びをやろうと思えば、今ご質問された一定程度の人数規模がいるってことです。ご質問のところにあるかと思えますけれども、一定程度はどういうものかと

ということですが、今回要望の中では本市においては、1学年3学級から4学級を要望する
としていますよね。それで、ご参考になればと思いますが、県内の高等学校普通科におい
て配当されている教職員定数の例を挙げますと、これはA校、B校、C校という言い方を
させてもらいますけれども、A校は1学年2学級規模です。ですから、本市の今の2つの
学校。A校ですと、1学年2学級規模で、基本的に教諭の数が16です。これがB校、1
学年3学級規模になるとどうなるか、24になります。そして、1学年4学級規模にな
るとどうなるか、28になります。探求的な学習が今求められるってということは、多様な学
習環境を整えていくことが大事なのです。そうすると、自ずとご理解いただけますように、
16人の先生よりは24人の先生のほうが多様な教科が用意できるから、子どもたちの希
望にかなった学習環境が整えられる、そういうことになるわけでありまして、要は、そう
いうことが求められる規模というか、そういうふうに松本議員にはご理解いただければと
思います。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 今、ご答弁あったのはA校、B校、C校という、それぞれ言われ
て、要望書の中には1学年3、4学級ということでした。私はこの教育条件の整備という
のは先ほど言ったような、そこに保護者、子どもたちが求める、そのニーズに合ったよう
な対応をする、お金の問題が大きいですが、対応すれば、その問題は第1番目の
要望といいますかね、原因というのに対応できるということが私は1つの考えを持ってい
ます。

それと、あとはそういった魅力ある学校をつくれば、思い切って今度は竹原市からよそ
のほうに行っていくという現状をね、やっぱり食い止める。そのためにも魅力ある学校を。
逆に今度、よそから呼ぶということをするれば、教育施設の充実と同時に、市内に来ていた
だく、その人口の歯止めになると。これはやっぱり早急に打ち出さないと、このまま放っ
ておいたら、仕方がないよということであれば、ますます竹原市の人口は減るし、教育環
境を悪化させることになるということでは大変心配をしておりますし、それで具体的な1
つの学年、1つの子どもたちの集団ということについて、今、教育長が答弁されたけれど
も、私がこの竹原市内の統廃合の問題、2022年の9月議会で統廃合の問題のときに、

一定の集団というのは適正な規模といますかね、これはどれくらい、何人必要なのかということをお尋ねしたときにですね、小規模校の課題、児童生徒に与える影響について、社会性やコミュニケーション能力がつきにくい、小規模校の課題ということですね。それで、あとは切磋琢磨云々と、意欲や成長が引き出されにくいということが報告されたので、私はその科学的な根拠は何かということで質問をいたしました。だから、小規模校ではそういったいろんなコミュニケーション、社会性が身につかないのかということになるわけですが、そこに対しての明確な、小規模校だから、さっき言ったコミュニケーション能力が身につかないとか切磋琢磨できない、こういった科学的な答弁は、説明といますかね、教育長の答弁は当時ありませんでした。ですから、小規模校の課題ということを行っているけれども、その根拠ある科学的な答弁はできなかったっていうのは私、この竹原市の市内の小中学校の統廃合のときに質問して伺っています。ですから、私はやっぱり一定の人数、竹原市内の今の現状を2校存続の分が絶対やっぱり決して内容を子どもたちや保護者が求める内容にすれば、決して不可能ではないということを私はあえて指摘したいというふうに思います。

それと、規模の問題でちょっとよく言われるのが、一定規模、さっき言った教育長の分では1学年3、4クラスですかね、というふうに言われましたけれども、1つはなぜ、そういった一定規模がとよく言われるのかということで、先ほど科学的な根拠は数字の一定規模の根拠っていうのは明確に答弁がありませんでしたけれども、1つは競争力という互いに切磋琢磨する競争力といますかね、このことをよく言われるのですね、一般的には。ですから、一定の規模がないと、社会性もですけども、競争をやって学力が身につかないというようなちょっと答弁があります。まだ聞いておりますので、ちょっと確認したいのは、子どもたちを競争させないとね、学力は身につかないのですかということについて、どうお考えでしょうか。

○議長（高重洋介君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） いろいろご指摘もご質問もあったのですが、ちょっといろいろご答弁させてもらおうと思います。

まず魅力ある学校づくり、高等学校のですね、魅力ある学校づくりをすれば、人口減少

を食い止めるのではないかということについては、議員がおっしゃるとおりで、我々もこの竹原市内にしっかりとした教育環境があれば、人口減少に一定の歯止めができるのではないかということも踏まえてですね、今回の取組を進めてきたわけでございます。現実的に先ほども申し上げましたように、2校の魅力化を図ることにはですね、やっぱりクラブ活動とか、学校行事がやっぱり充実化が図れない。それは今の子どもたちの数を見ると、もう実態として、そういったことにもう向かわざるを得ないっていうようなところもあって、そういった中で統合をしながら、統合しながらというか、1校にしながら、そこで教育環境の充実を図るほうがより望ましい教育環境になるのではないかというふうに考えたわけでございます。

それと、社会性、コミュニケーション能力等をおっしゃいました。切磋琢磨についてもですね、ご質問いただいたのですが、切磋琢磨につきましては、私としては一定の集団の中でですね、お互いを高め合うっていうのですかね、励まし合ったり慰めあったりですね、そういったことをしながらお互いを高めていく。競争っていうことになると、お互いを蹴落としていくっていうような、そういったニュアンスに受け止めてしまうのですが、そういった競争ではなくて、あくまでもお互いを高めていく。このことは子どもの数が例えば5人よりは10人とか15人のほうがより効果が高いのではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 人口減少というのを、全国的な竹原市だけの課題ではないということの中で、こういった立ち位置でこういった大切な教育問題をね、扱うかということで、これは私は今話を聞いて、人が減ってきたから、これは県教委の問題なのですけども、人が減ってきたから2校を1校に要望しようじゃないかっていうのは、あまりにも県教委に対して忖度しすぎではないかと思うのですね。ですから、私はその忖度する前に、まずそういった必要な子どもたちや保護者が求めている教育、ここに貴重なお金をつぎ込むようにしてくださいという県教委への申込みのほうが私は先だと。そのことによって、竹原市の子どもたちの教育のニーズに応える。そのことがまた、強いては竹原市の人口とい

うんですかね、教育を通した人口の歯止めにすることができるということをごひね、やっぱり真剣に取り組んでいただきたいということで、ちょっと次の質問に入りたいというふうに思います。

次は、水源問題、竹原市の産廃場から竹原市民の水源を守るという問題で再質問したいと思うのですが、先ほど答弁の中で産廃場の設置の許可は法令の基準に適合しているかどうかによって判断されるべき事項だと。それと、産廃場の設置の権限は広島県知事にあるから、本市が容認か反対か、これを示すことは適当でないとか。市民の不安を認識しているのだから、県にそのことは伝えますということの今までのやっぱり市民の不安というのは、従来からいろいろ出してきたけれども、それは伝えて解決までいかないと、ずっと不安を持ち続けるということになると思うのですね。それで、再質問になりますけれども、先ほど設置許可というのは、法令の基準に適合しているかどうかということの判断が必要だと言われましたけれども、現在本郷の J A B 事業者の本郷の産廃場が排出する排水ですかね、J A B が日名内川に流しているこの排水、これは法令の基準値に適合しているから、法令違反ではないというような認識なのでしょうか。ここ、まずそもそも論になりますから、お尋ねしておきたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 本郷産業廃棄物最終処分場から出ている排水が基準に適合しているかというご質問でございます。広島県からは本年4月25日の搬入再開後から、浸透水や地下水の行政検査を頻度を高めるなど強化して実施しているとお聞きしております。浸透水が基準値を超過した場合は、搬入及び埋立処分を中止し、生活環境保全上必要な措置を講じることとされておりますが、本年5月21日、6月25日、7月22日、8月19日、9月30日、10月28日に広島県が浸透水の水質検査を行った結果、基準値の超過はありませんでした。この検査結果については、広島県から関係地域の町内会等の代表者の皆様へ情報提供されております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私が聞いた質問というのはね、今の J A B が日名内川へ出してい

る排水、これ、もう竹原市もそういった恐れが、流れてくる恐れがあるのですけれども、法令の基準値に適合していればですね、排出基準値ですよ、これが法令に適合していれば、そこに適合しているから法令違反ではないと、今の現状ですよ。4回も基準値を超えて行政指導をやった。処分は出せないという、この午前中の質問もありましたけれども、やっぱりそういったJ A Bが今流している法令の基準値、これは適合しているというようなお考えなのではないでしょうか。だから、法令違反ではないという認識なのかどうか、ちょっと、そこをもう1回尋ねておきたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますが、本年4月25日の搬入再開後から、広島県が行政検査を強化して実施しておられますが、その結果、基準値の超過はないと伺っております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 確かに聞いているという県の報告を私は鵜呑みしていいののかということは大変疑問に思っているのですが。まず、そういった住民からの訴え、いろんな排水に対する不安がある場合は県と連携はとらなければいけないのでしょうかけれども、三原市とかと連携をとることは十分できるし、実際にその現場に行つてですね、BODやCODとか何かの基準値はどうだったのかということをおね、県のを疑うということになるかもしれないけど、まず自治体自らがそこに行つて、臭いや水質基準値なんかを調査すべきではないでしょうか。私が言っているのは、なぜ、ここまでこういったことを言うかということ、県から超過していないという報告を受けているというけれども、私は毎週住民の方々が金曜日に水質調査をされています。そういったのを時々参加させてもらうのですが、やっぱり基準値を超えている数値があるわけですよ。ですから、私はそのことを前に繰り返し、住民が調査した結果は基準値を超えていることがありますよ。泡や臭いが出ていますよというのをこの場で何回か言ってきました。ですから、それをまず、県に今まで言ってきたけれども、現実はそのような臭いや泡がある。それは改善されているなら別なのですけど、実際にそうではない実態があるということになれば、まず確かめることが必要なのではないでしょうか。県から聞いているとだけでは、私はどうも納得

いかないのですが、そこはどうなのですか。市のほうは確かめることはできないのでしょうか。できないからやっていないのだということなのでしょうか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 行政検査についてはですね、許可権限を持っている県が適正に実施されるべきものだと考えておりますし、県は公表は6月18日にされてからされてはおりませんが、そのあとも地域住民の代表の方のところには情報提供されておりますし、県の行っている行政検査につきましては、適正な事業者、基準に基づいた適正な事業者が実施しているというものでありますことから、県の行政検査において、基準値が超過していないということでもありますので、現在、基準値超過されている状況ではないと認識しております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私が質問したのはいろいろ見解があるのでしょうか、あなたのほうが県の報告を一方的に信用するだけではなくて、実際、住民がそこで調査されて、数値が違ふよと不安の声があるわけですよ。それでも、県は超過していないと言っているよということだけでは、私はやっぱり住民の福祉の向上という本来自治体の原点の仕事としてね、それはやっぱりそこは怠っているのではないかとと言われても仕方がないのではないかと思うのです。ぜひ、そこは県を疑うことになるからやりにくいという、そこまで忖度するのではなくて、住民の声をまず第一に聞いてね、そういった不安の声があるなら、三原市さんとか住民の声と連携をして、まず、その日名内川の汚染の実態を調査すべきではないですか。なぜ、それを県を信用しているということでやらないのですかね。市長にそこはちょっと大切なところなので、今、部長は県をあくまでも信用しますよということで、自らが行こう、そこで調査するという一切発言がないわけですよ。これ、市長は認めるのですか。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 先ほど、部長が答弁させていただいたとおりですね、県のほうで特にこの4月25日の搬入再開後については、検査について頻度を高めて実施をしていただいているという状況がございます。その中で、度々検査をされた中でも、その基準値

を超過した実態はないというふうに言われております。また、今回の検査場所につきましては、三原市側のところでございますので、竹原市側でそれを調査するということは、そこまでの必要性はないというふうに考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 次のちょっと関連、次の質問に移りたいと思うのですが、ぜひ、そこはさっきのも、ぜひ、住民の不安を解消するためにも、まずは竹原市が責任を持って調査なり対応すべきだということを繰り返し指摘したいと思います。

それから、次の質問なのですが、今の本郷産廃場の排出水、この竹原市も、もう今一部、そこに竹原市の峰を越えて竹原市に流れる方向で進められているのではないかという心配があるのですけれども、本郷産廃場の下流域、主に椋原川等々だと思うのですけれども、ここでの下流域での現在、生活水とか住民が利用されている世帯とか人数は把握されていますか。それとまた、農業用水で利用されている世帯数は把握されていたら報告をお願いしたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 下流域で井戸水を利用されている世帯につきましては、令和3年度、令和5年度に井戸水の水質調査をしております。農業の世帯の正確な数値については、現在、手元に資料はございません。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 下流域の水質調査をしているということで、何世帯が利用されている。あとは水質調査した結果、安全だといいますか、数値は水道法で飲み水で井戸水の数値がありますけれども、大腸菌とか、そこらのチェックの項目がありますが、こういったことは含まれなかった。だから、安全ですよというような結果だったのかということで、そこで本郷産廃場の下流域の住民の世帯、人数とか、その調査結果はどうだったのかということをおもひっきり間もなく1回確認したい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 井戸水の水質調査でございますが、令和3年度に2ヶ所、令和5年度に1ヶ所の水質調査をしております、そのときには安全な基準でございます

た。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） ちょっと世帯数とか、その利用されている方が実態を把握されていないようですから。あと、数値がいくらだったのかと。要するに、大腸菌とか、その安全だったということがありますから、大腸菌とか一般細菌、これ、主な指標のそこの最初に載っていますけど、これはなかったと、入ってなかったというような結果でいいのですよね。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 飲用水として問題のある基準ではございませんでした。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それでは、本郷産廃場の埋立と展開検査のことでお尋ねしたいと思えますけれども、本郷産廃場はその廃棄物のすべてを展開検査しているわけではありません。これは私も確認しました。いろいろ住民の情報からも情報をいただきました。それと答弁があったのは、県がですね、展開検査などの立入結果の内容等は不開示とすべきだけれども、お答えできないがっていう、ちょっとこう、答弁があったわけですね。そこで、質問というのは立入検査の内容をですね、不開示だから住民には知らせないと、お答えできないと。こういったやっぱり住民が求めている情報開示ですよ。ここは異常がないのなら、今からでも積極的にその数値、立入検査の内容、特に展開検査等ですね、こういったものは情報開示できる、今からでもすべきだと思いますが、どうでしょう。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 立入検査については、県が実施されております。広島県からは立入調査の詳細を明らかにすることは、調査の実効性が損なわれる恐れがあることから、公表しないと伺っております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それはちょっとよく分からないのですが、調査結果は安全だということで、大腸菌が一般細菌が含まれているのかどうかというのは1つの大きな基準ですからね。そこはどうだったのかということで、立入調査の内容はそういった問題がないと

いいですかね、それならやっぱり大いに情報開示して、県が行ったときの展開検査とかいろいろんな分は、展開検査の内容とか、それはこういったやり方でやって、例えば問題なかったよとかという県の報告はね、そうなっているかどうか分かりませんが、そういった内容はやっぱりすべきではないでしょうかね。情報開示、不開示の内容だからというよりは、住民の理解を求めるためには展開検査の内容をやっぱりすべきではないでしょうかね。そこはちょっともう1回どうですか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますが、広島県は立入検査等の行政検査の内容については、調査の実効性が損なわれる恐れがあることから、公表されないということでございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） そこはね、あまりにも県への忖度ですかね、住民の不安はそれでは解消できませんよ。ぜひ、そこは住民の不安を解消するために、情報開示を積極的に要望してください。要望をまだしていないような思いがあるとちょっと感じました。それと、ちょっと確認を含めて質問したいのは、先ほど展開検査、このすべての廃棄物の展開検査をしていないと申しあげましたけども、竹原市としてもそのことは確認されていますか。それとも、廃棄物すべてを展開検査しているという認識なのか、どちらなのかをお聞きしたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 事業者が公表されている維持管理記録簿によりますと、本年4月25日の搬入再開後、5月から10月まで1,412回の展開検査が実施されております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私が質問したのは、県が立入調査したときには展開検査をやっていきますよというふうに、ちょっと内容は個別にはちょっといろいろ、5品目以外のチェックと、5品目の中にいろいろんな指定以外の分が付着しているとか、そういったチェックも必要なのですけれども、これがやっぱりすべての展開検査、回数ではなくて、私が言ったの

は埋め立てる廃棄物のすべての展開検査を私はやっていないというふうに現地を見たり、
いろんな情報を見たりして確認しているわけですね。しかし、竹原市は今、回数、千何回
と言われましたけれども、回数の問題ではなくて、私が聞きたいのは埋め立てるすべての
廃棄物の展開検査をやっているかやっていないかということなのです。そこをもう1回お
尋ねしたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 指導権限を本市は有しておりませんので、展開検査の実
施状況につきましては、事業者が公表されている維持管理記録簿により把握することしか
情報を持ち合わせておりません。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 今、業者が公表する資料だけで展開検査をやらなくてはいけない
とか、それ以外の廃棄物が含まれるのを防止するとか、それは業者任せの分でOKだと。
これはもう仕方がないよという市のお考えですかね。私は現実にやっぱり水に泡や臭いや
数値が基準値を超えている。これはなぜ、そういったことが起こるのかということをもと
してもね、これから竹原市に流れるわけですから、きちっとそこを把握する必要があるの
ではないですか。それをやっぱり事業者が報告して、展開検査をすべてしているよと。
でしたら、展開検査というのは5品目以外は入ってはいけないのですよ。それで5品目の中
にいろんな付着物、有機物を含めてね、混入とか付着してはいけないわけですよ。市がこ
ういう産業廃棄物のその設置を産廃場を造るときに、住民の説明会では、安定型だから
水質悪化や水質汚染は起こりませんということを言っているわけですね。しかし、こうい
った現実には日名内川で、もう捨てたら、すぐこういった臭いや泡、基準値を超過したと
いうことも起こっているのですからね。この現実をやっぱり直視しないと、事業者からこ
う、展開検査しているよというだけの報告でね、私らはとか、住民とかは実際はすべては
していないということの証拠を持っているわけですよ。しかし、もう1回確認したいのは、
あなたも県とそういったすべての廃棄物の展開検査をしているという、市としての確かめ
た、県や市が確かめた証拠を持ってね、やっているよということですか。それとも、私が
今聞いたのは、事業者だけの報告でそういった展開検査をやっているということだけでは

困る。実際、法を守る、守っていないことを4回もやって、行政指導もやっている業者ですからね。端的に言えば、悪質な業者ですよ、誰が見ても。それを信用しろと言ってもできないでしょう。だから、市が県と協議が要るのなら、展開検査を実際すべての廃棄物の埋立廃棄物の展開検査をやっていますよ、確認していますよとここで明言してください。そして、安全で廃棄物以外の混入は防止していると。付着物や有害物質の混入を防止しているということを明言すると同時に、なぜ、それをやっているのにこういった異常な数値とかが起こるのかと。その原因についても説明をきちんとしてください。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 産業廃棄物最終処分場の維持管理には事業者の報告のみでなく、監督権限、指導監督権限がある県が立入調査等の行政検査を実施しておりますし、埋立不適合物や産業廃棄物に有機物の付着がないかをモニタリングするため、浸透水の行政検査を広島県は頻度を高めるなど強化して実施しておられます。先ほども申し上げましたが、本年4月25日の搬入再開後、これまでに基準値の超過は確認されておられません。また、広島県からは展開検査を実施していないなど法令違反に該当するような不適切な処理が判明した場合には、廃棄物処理法に基づき、厳正に対処するとお聞きしております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） ちょっと大切な問題ですから、ぜひ、市長が答弁してほしいのですね。私が部長に繰り返し同じことを質問するようだったのだけれども、私の調査とか住民のいろんな調査では、埋め立てる廃棄物のすべての展開検査はやっていないと。明言できるほど私も写真も持っているし、証拠を持っているし、住民の方も言っている。しかし、そうではないというようなことを言われるからね。ここで、市長の声でやっぱり県ときちんと確かめて、すべての埋立廃棄物の展開検査は確実にやっていますということだけは言えるのではないですか。ちょっとそこは言ってくださいよね。それを言わないと住民がやっぱり不安に思いますよね。県の報告がどうだこうだと言っているけれども、県が許可権限を持っている。そこに対する実際4回の違反、違反といいますか指導があった。それに対してのいろいろまだ違法だといわれることの行為があるわけですから。だから、信用す

るのも1つのあれかもしれないけれども、住民のやっぱり命と安全をね、守る仕事があな
たの第一の仕事なのだから、まずこういったJ A Bの報告を信用しますという部長の答弁
ではなくて、県の報告だけではなくてね、直接あなたがすべての廃棄物の展開検査をやっ
ているのかどうかを、今やっていないのなら、確認するぐらいはやっぱりいるのではない
ですか。市長、どうですか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 市民の皆さんが不安に思われていることは、市としても
十分に認識をしております。広島県としても立入調査を実施されておりまして、県がこれ
までに立入調査で確認した限りでは、適切な実施が確認されているということでありまし
た。

また、法令違反が確認された場合には、県において厳正に対処されるともお伺いしてお
ります。本市としましても、広島県に厳正な対応を求めて参りたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私の質問にやっぱり1つも答えてくれてないのですね。市長もち
よっとそこは答えていないのだけれども。本来は法的にもすべての廃棄物を埋め立てる前
にその展開検査、そこにちょっと出して、5品目以外に含まれているものはないかとか、
付着物のチェックというのは厳しいですけれども、大変ですけれども、そういう付着物は
ないかとかいうのは、展開検査をやっぱりすべての廃棄物に実施しなくてはいけない。こ
れが私はすべての廃棄物の展開検査はしていないというふうにここに投げかけているので
すよ。ですから、市のほうは私の分はそれは間違いだよと。県や竹原市はこういった確認
をして、すべての廃棄物の展開検査は実施しているよと。証拠を含めて明言できませんか
ね、できるのではないですか。してください、そこはぜひ。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 部長のほうからも答弁をさせていただいたとおりでございます
が、4月25日に搬入再開を県のほうで認めたという段階におきまして、県のほうから事
業者に対して、廃棄物の明確な受入基準というものを示し、排出管理の徹底を強く要請し、
埋立不適合物の混入を防止するという、あるいは定期的、あるいは随時簡易な有機物

の溶出試験を行い、検査においてBODが超過する場合、あるいは油膜の発生等、異常が認められる場合は受入を行わないこと。毎月法令上義務づけられたBODの検査に加え、週1回以上の頻度で簡易検査をすることにより、経過観察を行っていくこと。これを徹底するように指示をされた中で、県といたしましても事業者における改善措置内容についての履行状況を確認するとともに、適切に講じられるように監視等を行っていくということとされております。そういったことで、県としても対応していただいておりますし、それが基準値を超えとか、そういったことがあればですね、廃棄物処理法に基づいて厳正に対応すると県のほうから出ておりますので、それに従ってやっていただいているというふうに考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 産廃場への指定品目以外の混入を防止するとか、有害物質等を含めた付着物の防止をするためには、すべての廃棄物の展開検査が必ず必要なのですよ。それをすべてやっているのかと確認を求めたら、明確な答弁がないわけでしょう。私のほうでは少なくともやっていませんよね。これだけははっきり言うておくよ、ここで。すべての展開検査をやって、5品目以外をチェックしていました。付着物等有害物質は含まれていませんと、そのチェックをやっていきますということを明確にやっぱりここでやるべきだし、それも言えない。それでやったとしても、なぜ、こういった現実には水質汚染が起きている。基準値を超過している。こういった現実をやっぱり直視しないと、上流域の水源地、住民の命と健康に関わる汚染の心配をどうやって解決するのですか、住民の不安を解決するのですか。何回も言っているではないか。指定廃棄物の5品目ぐらい、すべての品目についてチェックがなぜ、できないのですか。していないのは事実なのだから。それをあなたは容認するのですか。市長、そこはちょっと答えてください。私の言っていることはあなたは間違いですよ。ちゃっとしてありますよというなら答えてください。そうしないと安心できませんよ、市民は。どうですか。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 先ほど、議員のほうから水質の基準値を超えているといったことのご発言もございましたけれども、先ほど来、部長が答弁しておりますとおり、4月2

5日以後ですね、毎月のように検査結果を県のほうが検査して調査されておりますけれども、基準値は超えた実態は見られていないという状況がございます。なおですね、議員がおっしゃられるとおり、展開検査が実施されていないという実態がございましたら、それにつきましては現時点は三原市側で実施されているということでもございますので、三原市側と我々も協力をしながらですね、それについては権限はあくまでも県にございますので、県のほうにそういった内容について報告をさせていただいて、県のほうで厳正に対応していただくことを求めて参りたいと思いますので、ぜひ、その内容につきましてですね、月日なり時間なりも含めまして、情報提供をいただければというふうに考えます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） この情報提供はね、展開検査をしていないという写真なんか、私は以前、副市長に見せたことがあるのですね。ですから、これ、ちょっとお忘れなのかも分かりませんが、私の調査でも住民の調査をいろいろ聞き取りしたりしても、すべての廃棄物ですよ、県が立入調査したときはやったかもしれない。それはもう毎日朝から晩までやっているわけではないのだから、県は。ほとんどっていいですかね、私が見たり聞いたりはやっていないのが事実ですから、こういった訴えがあるのをなぜ、あなた方は竹原市民に関わる問題ですから、権限は設置許可、権限がある、そこに申し出て改善すべきではないですか。汚染源がはっきりしているなら、すべてを撤去させなてはいけない。こういった汚染物質をずっと放置するわけにいきませんよ。ですから、もう1回言うのは、こういったすべての廃棄物の埋立前の展開検査をやっていない。これを私はこの場で言っている。まず、これを確かめる。それはあなたの責任で、県とかいろんな行政に調べれば分かることですから。確かめて、市民の不安を解消できる対策、撤去を含めた対策を再度、強く求めたいというふうに思います。

それでは、次の水道水源保護条例のことでちょっとお聞きしたいのは、先ほど今日の午前中もちょっとありました。それで、竹原市に水道水源保護条例を作る必要があるというのは今日午前中、同僚議員からも制定を求める声が強くありました。ぜひ、私もその同意見でありますので、ちょっと気になった点とといいますか、理解できなかったことをちょっとだけお尋ねしたいのは、この条例を作ることに對して、1つは今、本郷産廃場言えば

市外、竹原市外の施設であります。これは確かなのですが、もう1つは、条例は国の法令の範囲内で制定するもので、関係法令に抵触する可能性のある内容は条例で定めることは困難ですということで、法に抵触することは条例で作れないということは私も承知しているわけですが、そういった中で、全国では多くの自治体が水源保護条例を作っています。例えば、この三原市でも条例を作っています。そこで抵触する恐れとかね、三原市は多分、私は抵触する恐れがないから作っているというふうに理解しているのですが、しかし、今、部長の答弁があったのは、そういう抵触する恐れとかね、三原市の条例で言えば、どこがそういった国の法令の範囲、それを関係法令に抵触する可能性、そこは三原市の条例ではどこが該当し、それを多分クリアしていると思うのですね。クリアしないで作ったら、あなたが言うように違法になりますからね。違法なことを三原市さんはしていないと私は理解しているし、多くの自治体では作っていますからね、条例。ですから、三原市の水源保護条例は関係法令に抵触する、ここが抵触する、それをどうクリアしたというふうな理解をされているのか、ちょっとお尋ねしておきたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 三原市の水源保護条例に係るご質問でございます。三原市の水源保護条例につきましては、水質汚濁防止法に基づいた排出基準の排出規制の部分と、それから手続き条例、手続きに基づいた条例になっております。排出基準が法令に基づいた基準と同じ基準でございますので、三原市の場合は法令に抵触するようなことはないと認識しております。市長答弁にありました法令に抵触する恐れがあるというのは、立地規制型の法令に対することを恐れがあるというふうに申しているところでございます。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 1点釈明をさせていただければと思いますが、先ほど松本議員のほうから画像を私に見せたと、展開検査をしていない状況を見せたというお話がございましたけれども、確かに私に見せていただいたのですが、あれは確か、確かというか、もう1年以上前のお話だったように記憶をしております。ですから、今回の県における搬入の停止をされる以前の状況だったというふうに理解しておりますし、またですね、そのときに見せていただいたときに、私のほうに画像をちゃんと提供してくださいというような

お話もさせていただきました。それはそのときにおそらく産廃を考える会の団体さんだとは思いますが、団体のほうから県のほうに話をしているからいいというようなお話も当時いただいたように記憶しておりまして、私は情報として提供いただけなかったから、県に対しても何もアクションを起こすことができなかったということでございますので、そこについては十分承知ほどお願いしたいと思います。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 1年前の話ということでだからということでしたけれども、それがやっぱり今続いているし、最近の水質調査でも住民の調査ではBOD等のCOD等の基準値をね、超えているというのはあるわけですから、まずそれが事実かどうかというのはまず確認してね、なぜ、そういった基準値が超えることが起こるのかと。本来は繰り返しになるけども、安定型産廃場はそういったいろんな有害物とか不純物が入らなければ、水質の悪化、変化が起こってはいけなないと。起こらないというふうに説明されているわけですからね。なぜ、起こるのかということは、基準値を超えている実態があるとの確認と、なぜ、そういったこと起こるのかというのは、県が言った報告、JABの報告、それだけで信用するということではなくて、住民の命を守る仕事というのは竹原市の固有の仕事ですからね。そのためには、今、住民が調べた水質調査をまず聞き取りしたり、調べたりして、それを確認する。じゃあ、なぜ、そういったことが起こるのかという原因を解明して、その原因物質を取り除くということをやってほしいのだけど、それはやりますか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 水質調査に関しましては、現在でも本市域の椋原川でありますとか、葛子川でありますとかの水質調査につきましては、本市のほうで実施しておりますして、基準値の超過も見られておりません。三原市側の排水につきましては、三原市のほうで水質調査を実施しておりますので、もし、本市に流れる水で異常が感じられるときには、また本市のほうで水質調査に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 本市は現在では今、そういった水質調査をされた結果ということでした。あと、その結果も報告をしていただきたいのですが、私は日名内川のそういった

汚水の実態というのはね、三原市と連携をとれば、住民との関係の連携をとれば分かることですから、そこに行って聞いて確認する。なぜ、そういうことが起こるのかということをやっぱり早急やっていただきたいと。やる必要があるというふうに思います。

○議長（高重洋介君） 松本議員、5分前になりましたので、まとめて質問のほうに入ってください。

○14番（松本進君） 時間の関係がありますけど、あと、有機フッ素のことで、さっき言った調査結果、今、井戸水などが4か所を採取して調査していると。あと公表、結果次第公表するということでしたけれども、有機フッ素、田万里川では130ナノグラム、日本の基準は高い基準、それが50ナノグラム、指針値ですかね、高いと言われているのだけれども、この高い指針値さえも超える2.6倍ですかね、超える130ナノグラムという、この結果が出た。この汚染源の特定はされているのでしょうか。されていたら、その汚染源を完全除去することが必要だと思いますが、そこについてはどういった対応をされていますか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 本市において、今、国が定めるPFOS及びPFOAに関する対応の手引きに基づき、広島県と連携を図りながら対応を進めております。この手引きにおいて、PFOS及びPFOAが指針値を超えて検出された際は、飲用によるばく露の防止の徹底が最優先事項であり、その後、継続的な監視調査を実施しながら、必要に応じて排出源の特定のための調査や濃度低減のために必要な措置を検討することとされております。

そのため、本市においても、飲用によるばく露の防止を優先させることとし、地元自治会の協力をいただきながら、指針値を超過した地点の周辺にある井戸の利用状況を調査いたしました。自治会からは35か所の井戸情報の提供があり、そのうち超過地点周辺、超過地点から下流方面1キロの範囲において、井戸水のみで生活されている世帯が4世帯あったため、先月の26日に当該世帯を訪問し、井戸水の採水を実施しております。当該井戸水の水質検査の結果は来週中に判明する予定ですが、指針値の超過が確認された場合は所有者に対して、安全性が確保されている水道水の飲用や浄水器の使用を促すこととして

おります。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 松本議員。3分を切りましたので、質問をまとめて、最後の質問をお願いします。

○14番（松本進君） 最後になろうかと思うのですが、田万里川の排出、130ナノグラムの汚染と言いましたけれども、この汚染源は特定されているかという質問で、調査をしていると。この汚染源の調査ですよ。どこが汚染の元なのかということは調査されて、それを公表するというので理解していいのでしょうかということをお願いしたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 調査は飲用に使用されている井戸水の調査を最優先として、先月26日に採水をいたしました。また、今月上旬には周辺環境における影響の範囲を把握するため、広島県と連携し、田万里川の超過地点周辺の水質検査を実施することとしており、その検査結果に基づき、必要に応じて調査範囲を拡大することとしております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 答弁漏れがあります。調査の結果、汚染源を調査するのかどうかというところをお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） その調査の結果によりまして、排出源が特定される場合でしたら、また調査を拡大してすることになると思いますが、なかなか排出源の特定というのは簡単にはいかないものだと認識しております。

○議長（高重洋介君） 以上をもって、14番、松本進議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、12月2日午前10時から本会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時55分 散会